政府統計

令和７年度学校基本調査

調査票様式集

高　等　教　育　機　関

文部科学省

― 目　　次 ―

令和７年度調査変更点 ･･ 1

（様式第７号）学校調査票　学生教職員等状況票（表面）･･････････････････････････････ 2
〃　　〃　　（裏面）･･････････････････････････････ 3
（様式第８号）学校調査票　学部学生内訳票（表面）･･････････････････････････････････ 4
〃　　〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 5
（様式第９号）学校調査票　大学院学生内訳票（表面）･･････････････････････････････････ 6
〃　　〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 7
（様式第10号）学校調査票　本科学生内訳票（表面）･･････････････････････････････････ 8
〃　　〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 9
（様式第11号）学校調査票　外国人学生調査票（表面）･･････････････････････････････････ 10
〃　　〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 11
（様式第12号）学校調査票　大学通信教育調査票（表面）･･････････････････････････････････ 12
〃　　〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 13
（様式第13号）学校調査票（高等専門学校）（表面）･･････････････････････････････････ 14
〃　　〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 15
（様式第30号）卒業後の状況調査票（２－１）（表面）･･････････････････････････････････ 16
〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 17
卒業後の状況調査票（２－２）（表面）･･････････････････････････････････ 18
〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 19
（様式第20号）学校施設調査票（大学　短期大学　高等専門学校）（表面）･･････････････････ 20
〃　　（裏面）･･････････････････････････････････ 21
（様式第22号）学校経費調査票Ａ（表面）･･ 22
〃　　（裏面）･･ 23
学校経費調査票Ｂ（表面）･･ 24
〃　　（裏面）･･ 25

令和７年度調査変更点

変更なし

（様式第７号）

統計法に基づく基幹統計調査

秘

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和７年度　学校基本調査
学校調査票（大学・短期大学）

学生教職員等状況票

― 令和７年５月１日現在 ―

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	所在地

1 学校（本部）の所在地	（都道府県）　（市区郡）　（町村）　（番地）　（〒　－　）	2 学校名	

Aカード

3 学生数		大学院 博士課程 男	女	修士課程 男	女	専門職学位課程 男	女	学部・本科（大学は学部学生数，短期大学は本科学生数を記入する。） 男	女	専攻科（該当のない場合は斜線を引く。） 男	女	別科（該当のない場合は斜線を引く。） 男	女	★科目等履修生・聴講生・研究生（該当のない場合は斜線を引く。） 学部卒以上 男	女	左記以外 男	女	計 男	女	計	学部・本科のうち学士（専門職）課程・短期大学士（専門職）課程（再掲）（該当のない場合は斜線を引く。） 男	女
昼間	1																					
夜間	2																					

Bカード

4 教員数（本務者） 学部・学科名（大学は学部別，短期大学は学科別に記入する。昼夜別には記入しない。）	符号	学長(a) 男	女	副学長(b) 男	女	教授(c) 男	女	准教授(d) 男	女	講師(e) 男	女	助教(f) 男	女	助手(g) 男	女	計(a+b+c+d+e+f+g) 男	女	計
学長・副学長	9980																	
学部（科）																		
学部（科）																		
学部（科）																		
学部（科）																		
学部（科）																		
学部（科）																		
学部（科）																		
学部（科）																		
教養部（一般教育）	9000																	
大学院	9800																	
附属病院	9100																	
附置研究所	9200																	
その他	9900																	
計	9999																	
1カード 上記本務教員のうち（再掲）（該当のない場合は斜線を引く。） 大学院担当者	0001																	
休職者	0002																	
外国人	0003																	

★科目等履修生・聴講生・研究生の学生数は，大学では「学部学生内訳票－13 専攻科・別科及び科目等履修生等の学生数」のうちの科目等履修生・聴講生・研究生の総合計（各学部の合計）と「大学院学生内訳票－11科目等履修生等の学生数」の総合計（各研究科の合計）さらにどの学部・研究科にも所属しない科目等履修生等の学生数を合計したものと一致する。短期大学では「本科学生内訳票－９専攻科・別科及び科目等履修生等の学生数」のうちの科目等履修生・聴講生・研究生の合計と一致する。

学長氏名	
取扱者 氏名	課
電話	（　）　－ （内線　番）

Zカード

5 教員数（兼務者） （学内の兼務者は除く。なお，該当のない場合は斜線を引く。）	学長(a) 男	女	副学長(b) 男	女	学長・副学長以外の教員 教員からの兼務(c) 男	女	教員以外からの兼務(d) 男	女	計(a+b+c+d) 男	女	計	左記のうち外国人（再掲） 男	女	計

（注）数字は□の中に一字ずつ右側につめて記入する。

Cカード

6 職員数		事務系 男	女	技術技能系 男	女	医療系 男	女	教務系 男	女	その他 男	女	計 男	女	計	医療系のうち看護師（再掲）（該当のない場合は斜線を引く。） 学生の健康管理	附属病院
本務者	1															
兼務者	2															

見本

文部科学省

学 生 教 職 員 等 状 況 票

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，大学，短期大学ごとに別票とし，それぞれ２部ずつ作成する。そのうち，１部は当該学校の控えとし，他の１部は，次の関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ，６月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

１　**学部のみを有する大学**……この調査票と「学部学生内訳票」・「外国人学生調査票」・「卒業後の状況調査票（２－１）」・「卒業後の状況調査票（２－２）」

２　**学部と大学院を有する大学**……この調査票と「学部学生内訳票」・「大学院学生内訳票」・「外国人学生調査票」・「卒業後の状況調査票（２－１）」・「卒業後の状況調査票（２－２）」

３　**短期大学**……この調査票と「本科学生内訳票」・「外国人学生調査票」・「卒業後の状況調査票（２－１）」・「卒業後の状況調査票（２－２）」

４　**通信教育部を有する大学・短期大学**……上記調査票の他に「大学通信教育調査票」

回 答 上 の 注 意

１　**学校（本部）の所在地**　大学・短期大学本部（事務局）の所在地を回答する。学校（本部）の所在地と法人本部の所在地が異なる場合は，学校（本部）の所在地を回答する。

３　**学生数**　外国人学生及び休学者は含めるが，現職教育及び教育職員免許法関係の講習生と通信教育部の学生は除外する。

大学院　修士課程欄には，修士課程及び博士前期課程（一貫制課程の１・２年次の課程を含む。）の学生数を回答する。博士課程欄には，博士後期課程（一貫制課程の３・４・５年次の課程を含む。）及び医歯学，薬学，獣医学関係の４年一貫制課程の学生数を回答する。専門職学位課程欄には，専門職学位課程の学生数を回答する。

専攻科，別科　専攻科，別科を設置する大学，短期大学のみが回答する。

科目等履修生・聴講生・研究生　科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生の数を，当該学生となったときの学歴により，「学部卒以上」（大学の学部・大学院を卒業），「左記以外」（その他）とに分けて回答する。

〔学部・本科のうち学士（専門職）課程・短期大学士（専門職）課程（再掲）〕

この欄は，「学部・本科」に回答された者のうち，学士（専門職）課程・短期大学士（専門職）課程の学生数を回答する。

４　**教員数（本務者）**　学部（大学）・学科（短期大学）所属の教員及び教養部（一般教育），大学院，附属病院，附置研究所，附属教育研究施設，学内措置施設・組織に勤務する教員数を，学部（大学）・学科（短期大学），教養部（一般教育），大学院，附属病院，附置研究所，その他の所属に分けて漏れなく回答する。なお，外国留学中及びサバティカル期間中の者並びに休職者は含めて回答するが，名誉教授，通信教育部専任の教員は除外する。また，外国人教員の回答については，辞令面によりそれぞれの欄に回答する。ただし，公立大学（公立大学法人の設置する大学を除く）において雇用契約による外国人教員は，「講師」欄に含めて回答する。

学長，副学長　学長，副学長は職名別の学長欄，副学長欄，計欄にのみ回答する。なお，学長，副学長が教授を兼ねている場合は，以下の学部（学科），大学院，附属病院，附置研究所，その他欄には回答しないこと。

教養部（一般教育）　各学部（大学）及び各学科（短期大学）に所属しないで，一般教育科目等（一般教育科目，外国語科目，保健体育科目，又は基礎教育科目）を担当している教員数を回答する。一般教育科目等の担当教員であっても学部（大学），学科（短期大学）に所属している教員は各学部，学科に含めて回答する。

大学院　学部に所属しないで，大学院を本務として発令されている教員数を回答する。

附属病院　附属病院を本務として発令されている教員数を回答する。

附置研究所　附置研究所を本務として発令されている教員数を回答する。

その他　上記のいずれにも所属しない教員数を回答する。

〔上記本務教員のうち（再掲）〕

大学院担当者　大学院を有する大学の教員（本務者）のうち，大学院担当の発令がある者（大学院を本務とする者を含む。）の数を回答する。

外国人　教員（本務者）のうち外国人教員の数を辞令面によりそれぞれの欄に回答する。なお，公立大学（公立大学法人の設置する大学を除く。）のうち雇用契約による外国人教員は「講師」欄に含めて回答する。

５　**教員数（兼務者）**　教員として勤務している者のうち，本務者以外の者を兼務者とし，その数を区分に従って回答する。

非常勤講師として発令されている者は兼務者とする。

教員以外からの兼務　教員（学校教育法第１条の学校の教員を指す。）を本務としない者で，当該大学又は短期大学の兼務の教員として勤務する者を回答する。例えば，当該大学の事務職員や，会社を本務とする者が講師を兼ねている場合は，この欄に回答する。

本務・兼務の区別は　原則として辞令面による。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとする。辞令面で区別できない場合は，俸給（給料又はこれに相当するものを含む。）を支給されている方を本務とし，それ以外は兼務とする。２校以上から俸給を支給されている場合は，支給額の多い方を本務とする。また，俸給が同額又は一括支給されている場合は，授業時間の多い方を本務とする。学内で昼間部と夜間部の両方又は２以上の学部・学科に勤務する者は，いずれか一方を本務とし，他は兼務としない。同一学校法人の大学と短期大学との両方に勤務する者は，学校種別が異なるのでいずれか一方を本務とし，他を兼務とする。

６　**職員数**　本務者及び兼務者の定義は教員の場合に準じ，区分は職務内容により分類する。休職者も含めて回答する。なお，臨時職員，国立大学法人・公立大学法人・学校法人の事務専属の者及び通信教育部専任の職員を含まない。

兼務者　当該大学又は短期大学の本務教員で事務職員を兼ねている者及び設置者（地方公共団体，公立大学法人，学校法人，株式会社）の本務職員で，当該大学又は短期大学の職員を兼ねている者等の数を回答する。

事務系　庶務，会計，人事等の事務に従事している者をいい，例えば，学部，研究科，研究室に勤務していても事務に従事している者は，この欄に回答する。図書職員で司書的職務に従事している者も含める。

技術技能系　技術，技能に関する職務に従事している者（機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で建築技術者，電気技術者，自動車運転手，工員，電話交換手等）の数を回答する。

医療系　学生の健康管理の業務に従事している医師（教員は除く。），看護師，准看護師，助産師，薬剤師，栄養士並びに附属病院，学生診療所及び保健管理センターに勤務する前記の職務に従事する者及びマッサージ，はり，あん摩，診療放射線技師，歯科衛生士，歯科技工士等の数を回答する。

教務系　学生の実験，実習，実技若しくは演習の指導をしている者で，教員でない者の数を回答する。したがって，実際の職務内容は，助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の数を回答する。なお，教務課などで事務に従事している者は，「事務系」欄に回答する。

その他　前記以外の者で，守衛，巡視，用務員，労務作業員，調理師等の業務に従事している者の数を回答する。

〔医療系のうち（再掲）〕

看護師　この欄は，「医療系」に回答された者のうち，看護師又は准看護師の免許を有し，かつ，看護師としての職務に従事している者の数を，「学生の健康管理」に従事する看護師と，「附属病院」（短期大学には該当がない。）に勤務する看護師とに分けて回答する。

学生の健康管理　学生診療所及び保健管理センターに勤務する看護師の数を回答する。

附属病院　附属病院（国立大学の附置研究所に設置されている病院を含む。）に勤務する看護師の数を回答する。

（様式第８号）

統計法に基づく基幹統計調査

秘

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和７年度　学校基本調査
学校調査票（大学）

学部学生内訳票

― 令和７年５月１日現在 ―

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	学部番号	所在地

1 昼夜別	□昼　間 □夜　間	2 課程別	□学士（専門職）課程	3 学部名		4 学部所在地	（〒　－　）	5 大学名	

Dカード

6 学科別学生数	符号	1年次 男	1年次 女	2年次 男	2年次 女	3年次 男	3年次 女	4年次 男	4年次 女	5年次 男	5年次 女	6年次 男	6年次 女	計 男	計 女	入学状況 8 学科別入学志願者数 男	8 女	9 学科別入学者数 男	9 女
学科																			
学科																			
学科																			
学科																			
学科																			
学科																			
学科																			
学科																			
学科																			
学科																			
計	9999																	(g)	(h)

2カード　7学科別学生数のうち休学者数（該当のない場合は斜線を引く。）

3カード

10 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数（編入学者は除く。）（該当のない場合は斜線を引く。）	令和３年度入学者 男	令和３年度入学者 女	令和２年度入学者 男	令和２年度入学者 女	令和元年度入学者 男	令和元年度入学者 女	平成30年度入学者 男	平成30年度入学者 女	平成29年度入学者 男	平成29年度入学者 女	平成28年度以前入学者 男	平成28年度以前入学者 女	計 男	計 女	計 計

Gカード

11 入学者の出身高校の所在地県別数	性別		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	計
	男	4																	
	女	5																	
			石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	
	男	6																	
	女	7																	
			岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	その他＊	
	男	8																(a＋c＋e)	(g)
	女	9																(b＋d＋f)	(h)

＊ 外国の学校卒，高卒認定等

Oカード

12 年齢別入学者数（９の再掲）（注）５月１日現在の年齢とする。	年齢区分		17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	計	計のうち再掲１ 外国の学校卒	専修学校高等課程卒	その他（高卒認定等）	計のうち再掲２ 留学生
	男	1																						(g)	(a)	(c)	(e)	
	女	2																						(h)	(b)	(d)	(f)	

7カード

13 専攻科，別科及び科目等履修生等の学生数（該当のない場合は斜線を引く。）	専攻科 男	専攻科 女	別科 男	別科 女	科目等履修生・聴講生・研究生 学部卒以上 男	学部卒以上 女	左記以外 男	左記以外 女	計 男	計 女	計 計

Rカード

14 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校等専攻科からの編入学者数		2年次 男	2年次 女	3年次 男	3年次 女	計（該当のない場合は斜線を引く。） 男	計 女	計 計
短期大学	1							
高等専門学校	2							
専修学校（専門課程）	3							
高等学校（専攻科）	4							
中等教育学校（専攻科）	5							
特別支援学校（専攻科）	6							

（注）数字は □ の中に一字ずつ右側につめて記入する。

文部科学省

見本

学　部　学　生　内　訳　票

調査票の取扱い

この調査票は，次のように学部等ごとに別票とし，それぞれ２枚ずつ作成する。そのうち，１部は当該大学の控えとし，他の１部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ，**６月30日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

1　学部別にし，更に昼間，夜間別にそれぞれ別票とする。
2　医学部に医学科以外の学科を有する場合は，医学科と医学科以外の学科に分けて別票とする。
3　教育系学部に教員養成と教員養成以外の課程を有する場合は，教員養成と教員養成以外の課程に分けて別票とする。
4　文理学部については，文科系と理科系の学科に分けて別票とする。
5　一つの学部に学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程を有する場合は，学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。
6　一つの学部に修業年限の異なる学科を有する場合は，修業年限を同じくする学科に分けて別票とする。

回答上の注意

1　**昼夜別**　該当の□に✓点を入れる。

2　**課程別**　学士（専門職）課程の場合は✓点を入れる。

4　**学部の所在地**　当該学部の所在地を回答する。なお，一つの学部に二つ以上の学科があり，学科の所在する県が異なる場合又は年次ごと（例えば１～２年次の教養課程がＡ県で，３～４年次がＢ県の場合）で在学する所在地の県が異なる場合(同一県内で指定都市及びその他地域に所在する場合を含む。)は別票とする。

6　**学科別学生数**　学部の学生数（外国人学生を含む。）を学科別に回答する。専攻科及び別科の学生，並びに科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生の数は含めない。

国立大学の教員養成を主とする学部の場合は，幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別教科（教科別），特別支援学校の各教員養成課程に分けて回答する。

入学してから１年間又は２年間所属の学科を定めない学部は，教養課程として回答する。（１．学科別学生数，入学者数記載例参照）

年次　年次は，原則として，入学年度を「１年次」とし，以後，「２年次」，「３年次」，「４年次」，「５年次」，「６年次」とする。なお，修業年限が４年の学部では，４年を超えて在学している者は，最高年次の「４年次」に含めて回答する。（５年，６年については４年に準ずる。）

7　**学科別学生数のうち休学者数**　在学者のうち休学届を提出している者の数を，年次別に回答する。

8　**学科別入学志願者数**　募集に応じて願書を提出した者の数を，学科別に回答する。

9　**学科別入学者数**　令和７年度に入学した者（補欠入学者は含むが，編入学者は除く。）で５月１日現在に在籍する者の数を，学科別に回答する。したがって，一度入学手続をしても５月１日までに退学，除籍した者は除く。

入学者数と入学志願者数　学内で幾つかの学部の志願を認めていて，試験の結果第二志望の学部に入学した場合は，実際に入学した学部の「入学志願者」と「入学者」とする。

10　**学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数**　在学者のうち所定の修業年限を超えて在学している者の数を，入学年度別に回答する。（編入学者は除く。）例えば，修業年限を４年（最低在学年限４年）と定めている学部では，４年を超えて在学している学生数を，入学年度別に回答する。なお，修業年限５年の学部については「令和２年度入学者」から回答し，修業年限６年の学部については「令和元年度入学者」から回答する。（２．学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数記載例参照）

11　**出身高校の所在地県別入学者数**　「９学科別入学者数」に掲げた者を，出身高校等の所在地県別に回答する。ただし，「その他（外国卒・高卒認定等）」については，「12年齢別入学者数（９の再掲）」の「外国の学校卒」，「専修学校高等課程卒」及び「その他（高卒認定等）」の合計である。

12　**年齢別入学者数（９の再掲）**

「９学科別入学者数」に掲げた入学者数を年齢別（５月１日現在での年齢）に区別し，該当する年齢区分に回答する。

「計のうち外国の学校卒」　入学者のうち，学校教育法施行規則第150条第１号に定める「外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの」である。

「計のうち専修学校高等課程卒」　入学者のうち，学校教育法施行規則第150条第３号に定める専修学校高等課程の修了者である。

「計のうちその他（高卒認定等）」　入学者のうち，上記以外の者で学校教育法施行規則第150条に定める者（「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者」等）。

「計のうち留学生」　入学者のうち，留学生を回答する。

留学生　日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち，出入国管理及び難民認定法第２条の２別表第１の４に定める「留学」（本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動)による在留資格によって，入国した者。

なお，同法による他の在留資格によって入国し，その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。

13　**専攻科，別科及び科目等履修生等の学生数**　当該学部に関連する専攻科及び別科の学生，並びに科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生の数を回答する。なお，教職科目を履修する科目等履修生などどの学部にも関連しない場合は，別票とする。

14　**短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校等専攻科からの編入学者数**　令和７年度に短期大学，高等専門学校，専修学校（専門課程）及び高等学校等専攻科から編入学した者の数を編入学した年次別に回答する。

〔１．学科別学生数，入学者数記載例〕

入学してから２年間専攻の学科を定めない学部の場合（表は工学部の記載例）

６　学科別学生数（例）	符　号	１年次		２年次		３年次		４年次			９学科別入学者数	
		男	女	男	女	男	女	男	女		男	女
教養課程　学科	J999	115	4	121	3						114	4
機械工　学科	G101					40	3	36	2			
電気工　学科	G202					73	1	83	3			
計	9999	115	4	121	3	113	4	119	5		(g) 114	(h) 4

１年次生数と入学者数との関係は学科ごとに〔１年次生≧入学者〕の関係になる

※教養課程の符号は一例であり，全ての学部に当てはまるものではない。

〔２．学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数記載例〕

修業年限５年及び６年の学部・学科の場合（所定の修業年限内に当たる各年度の入学者欄は斜線を引く。）

10　学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数（例）	令和３年度入学者		令和２年度入学者		令和元年度入学者		平成30年度入学者		平成29年度入学者		平成28年度以前入学者		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
（１）修業年限５年（５年制の夜間部）			20	5	10	2	4	1	3				37	8	45
（２）修業年限６年（医学科，歯学科，薬学科又は獣医学科）					6	4	5	2	2	1	2	1	15	8	23

（様式第９号）

統計法に基づく基幹統計調査

秘

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和７年度　学校基本調査
学校調査票（大学）

大学院学生内訳票

－ 令和７年５月１日現在 －

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	研究科番号	所在地

1 昼夜別	□昼　間 □夜　間	2 課程別	□修士課程 □博士課程（前期） □博士課程（後期） □博士課程（一貫） □専門職学位課程	3 研究科名		4 研究科の所在地	（〒　－　）	5 大学名	

Hカード

6 専攻別学生数	符号	1年次 男	1年次 女	2年次 男	2年次 女	3年次 男	3年次 女	4年次 男	4年次 女	5年次 男	5年次 女	計 男	計 女	計 計	左記のうち社会人 男	左記のうち社会人 女	左記のうち社会人 計
専攻																	
専攻																	
専攻																	
専攻																	
専攻																	
専攻																	
専攻																	
専攻																	
計	９９９９																

4カード 7 専攻別学生数のうち休学者数（該当のない場合は斜線を引く。）

5カード

8 専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数（編入学者は除く。）（該当のない場合は斜線を引く。）	令和５年度入学者 男	令和５年度入学者 女	令和４年度入学者 男	令和４年度入学者 女	令和３年度入学者 男	令和３年度入学者 女	令和２年度入学者 男	令和２年度入学者 女	令和元年度入学者 男	令和元年度入学者 女	平成30年度以前入学者 男	平成30年度以前入学者 女	計 男	計 女	計 計

Iカード

9 入学状況	符号	入学志願者数 当該大学出身者 男	当該大学出身者 女	他大学出身者 国立 男	国立 女	公立 男	公立 女	私立 男	私立 女	外国の学校卒 男	外国の学校卒 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女	入学者数 当該大学出身者 男	当該大学出身者 女	他大学出身者 国立 男	国立 女	公立 男	公立 女	私立 男	私立 女	外国の学校卒 男	外国の学校卒 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女
専攻																													
専攻																													
専攻																													
専攻																													
専攻																													
専攻																													
専攻																													
専攻																													
計	９９９９																											(a)	(b)

Sカード

10 年齢別入学者数	年齢区分		21歳以下	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	計	左記のうち 社会人	左記のうち 留学生
	男	1																		(a)		
	女	2																		(b)		

（注）５月１日現在の年齢とする。

8カード

11 科目等履修生等の学生数（該当のない場合は斜線を引く。）	科目等履修生・聴講生・研究生 学部卒以上 男	学部卒以上 女	左記以外 男	左記以外 女	計 男	計 女	計 計

（注）数字は □ の中に一字ずつ右側につめて記入する。

文部科学省

見本

大 学 院 学 生 内 訳 票

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，「修士課程」，「博士課程（前期）」，「博士課程（後期）」，「一貫制課程の１・２年次の課程」，「一貫制課程の３・４・５年次の課程」，「医歯学，薬学，獣医学関係の４年一貫制課程」，「専門職学位課程」別に，研究科別及び昼間・夜間別の別票とし，それぞれ２部ずつ作成する。そのうち，１部は当該大学の控えとし，他の１部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ，６月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回 答 上 の 注 意

１　**昼夜別**　該当の□に✓点を入れる。なお，大学院設置基準第２条の２（専ら夜間において教育を行う大学院の課程）に基づく課程は夜間に，同第14条（教育方法の特例）に基づく課程は昼間に✓点を入れる。

２　**課程別**　該当の□に✓点を入れる。

４　**研究科の所在地**　当該研究科の所在地を回答する。なお，一つの研究科に二つ以上の専攻があり，専攻の所在する県が異なる場合（同一県内で指定都市及びその他地域に所在する場合を含む。）は別票とする。

６　**専攻別学生数**　研究科の学生数（外国人学生も含む。）を専攻別に回答する。科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生の数は含めない。なお，博士課程（後期）及び一貫制課程（医歯学，薬学，獣医学関係の４年一貫制課程を除く。）の３・４・５年次は，１年次，２年次，３年次欄に回答する。（１．専攻別学生数記載例参照）また，調査年度に法科大学院の法学既修コースに入学した学生は２年次欄に回答する。

「左記のうち社会人」　学生数のうち，社会人を専攻別に回答する。この欄には，当該研究科の出願資格を有する者で，５月１日現在，①職に就いている者（給料，賃金，報酬，その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者），②給料，賃金，報酬，その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者，③主婦・主夫の数を回答する。

７　**専攻別学生数のうち休学者数**　在学者のうち休学届を提出している者の数を，年次別に回答する。

８　**専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数**　在学者のうち標準修業年限を超えて在学する者の数を入学年度別に回答する。標準修業年限は修士課程，博士課程（前期）及び専門職学位課程（法科大学院の課程では３年）では２年，博士課程（後期）では３年，博士課程（一貫）では５年（医・歯・薬学（６年制学部・学科に基礎を置く大学院）・獣医学研究科では４年），（専ら夜間において教育を行う修士課程・博士課程においては当該研究科の定める修業年限）。（２．専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数記載例参照）

なお，専門職学位課程法科大学院の場合，令和５年度入学の法学既修コースの学生は，「令和４年度入学者」の回答欄に便宜上回答してください。

９　**入学状況**　「入学志願者数」，「入学者数」を専攻別に回答する。

「入学志願者数」　募集に応じて願書を提出した者の数を回答する。

「入学者数」　令和７年度に入学した者（補欠入学者は含むが，編入学者は除く。また，専門職学位課程法科大学院の法学既修コースに入学した学生を含める。）で，５月１日現在に在籍する者の数を回答する。したがって，一度入学手続をしても５月１日までに退学，除籍した者は除く。

「当該大学出身者」　修士課程，博士課程（前期），博士課程（一貫）及び専門職学位課程では当該大学の学部を，博士課程（後期）では当該大学の修士課程又は博士課程（前期）を卒業又は修了した者をいう。

「外国の学校卒」　学校教育法施行規則第155条第１項第２号の規定による「外国において，学校教育における16年（医学，歯学，薬学（６年制学部・学科に基礎を置く大学院）又は獣医学を履修する博士課程への入学については18年）の課程を修了した者」をいう。

「その他」　学校教育法施行規則第155条第１項第１号，第３号，第４号，第５号，第６号，第７号及び第８号の規定による者をいう。

入学者数と**入学志願者数**　試験の結果第二志望の専攻に入学した場合は，実際に入学した専攻の「入学志願者」と「入学者」とする。

10　**年齢別入学者数**　「９入学状況」に掲げた入学者数を年齢別（５月１日現在での年齢）に区別し，該当する年齢区分に回答する。

「左記のうち社会人」　入学者のうち，社会人を回答する。（社会人の定義は「６専攻別学生数」参照。）

「左記のうち留学生」　入学者のうち，留学生を回答する。

留学生　日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち，出入国管理及び難民認定法第２条の２別表第１の４に定める「留学」（本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動）による在留資格によって，入国した者。なお，同法による他の在留資格によって入国し，その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。

11　**科目等履修生等の学生数**　当該研究科に関連する科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生の数を回答する。なお，どの研究科にも関連しない科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生は別票とする。

〔１．専攻別学生数記載例〕

博士課程（後期）及び一貫制課程（医歯学，薬学，獣医学関係の４年一貫制課程を除く）の３・４・５年次の課程の場合

６ 専攻別学生数	符号	1年次		２年次		３年次		４年次		５年次		計		
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
法　学専攻	C 1 0 1	5	2	4	3	6	2					15	7	22
刑事法専攻	C 1 0 7	7	4	8	5	3	1					18	10	28
計	9 9 9 9	12	6	12	8	9	3					33	17	50
７　専攻別学生数のうち休学者数		1		2	1							3	1	4

〔２．専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数記載例〕

（所定の修業年限内に当たる各年度の入学者欄は斜線を引く。）

８専攻別学生数のうち最低在学年限超過学生数（例）	令和５年度入学者		令和４年度入学者		令和３年度入学者		令和２年度入学者		令和元年度入学者		平成30年度以前入学者		計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
(1) 博　士（後期）（修業年限３年）			5	2	3	1	4	1					12	4	16
(2) 博　士（一貫）（修業年限５年）							6	3	4	2	3	1	13	6	19
(3) 博　士（一貫）（医・歯・薬・獣医学研究科－４年－）					4	2	3	1					7	3	10

（様式第10号）

統計法に基づく基幹統計調査

秘

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和7年度 学校基本調査
学校調査票（短期大学）

本科学生内訳票

― 令和7年5月1日現在 ―

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	所在地

1 課程別	□短期大学士（専門職）課程	2 短期大学の所在地	（〒　－　）	3 短期大学名	

昼夜別	学科名（学科別に記入する。専攻別までは記入しない。）	符号		4 学科別学生数 1年次	2年次	3年次	計	6 入学状況（本科） 入学志願者数 計	入学者数 計
Jカード 昼間	科		男 1						
			女 2						
	科		男 1						
			女 2						
	科		男 1						
			女 2						
	科		男 1						
			女 2						
	科		男 1						
			女 2						
	計	9999	男 1						(m)
			女 2						(n)
6カード	5 学科別学生数のうち休学者数（該当のない場合は斜線を引く。）		男 1						
			女 2						
Jカード 夜間	科		男 3						
			女 4						
	科		男 3						
			女 4						
	科		男 3						
			女 4						
	科		男 3						
			女 4						
	計	9999	男 3						(o)
			女 4						(p)
6カード	5 学科別学生数のうち休学者数（該当のない場合は斜線を引く。）		男 3						
			女 4						

Kカード 7 学入者の出身高校の所在地県別数

性別		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	計
男	4																	
女	5																	

性別		石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	計
男	6																	
女	7																	

性別		岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	その他＊	
男	8																(a+c+e+g+i+k)	(m+o)
女	9																(b+d+f+h+j+l)	(n+p)

＊ 外国の学校卒，高卒認定等

Qカード 昼間 8 年齢別入学者数（6の再掲）（注）5月1日現在の年齢とする。

年齢区分		17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	計	計のうち再掲1 外国の学校卒	専修学校高等課程卒	その他（高卒認定等）	計のうち再掲2 留学生
男	1																						(m)	(a)	(e)	(i)	
女	2																						(n)	(b)	(f)	(j)	

Qカード 夜間 8 年齢別入学者数（6の再掲）（注）5月1日現在の年齢とする。

年齢区分		17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	計	計のうち再掲1 外国の学校卒	専修学校高等課程卒	その他（高卒認定等）	計のうち再掲2 留学生
男	3																						(o)	(c)	(g)	(k)	
女	4																						(p)	(d)	(h)	(l)	

9カード 9 専攻科，別科及び科目等履修生等の学生数（該当のない場合は斜線を引く。）

昼夜別		専攻科 男	専攻科 女	別科 男	別科 女	科目等履修生・聴講生・研究生 学部卒以上 男	学部卒以上 女	左記以外 男	左記以外 女	計 男	計 女	計
昼間	1											
夜間	2											

（注）数字は □ の中に1字ずつ右側につめて記入する。

Tカード 10 高等学校等専攻科からの編入学者数

		昼夜別		2年次 男	2年次 女	3年次 男	3年次 女	計（該当のない場合は斜線を引く。） 男	女	計
高等学校（専攻科）	4	昼間	1							
		夜間	2							
中等教育学校（専攻科）	5	昼間	1							
		夜間	2							
特別支援学校（専攻科）	6	昼間	1							
		夜間	2							

文部科学省

本 科 学 生 内 訳 票

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，２部作成する。そのうち，１部は当該短期大学の控えとし，他の１部は関係調査票と一緒に事務部（本部）でまとめ，６月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回 答 上 の 注 意

１　**課程別**　短期大学士（専門職）課程の場合は✓点を入れる。なお，短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程を有する場合は，短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。

２　**短期大学の所在地**　短期大学（学科）の所在地を回答する。なお，二つ以上の学科があり，学科の所在する県が異なる場合（同一県内で指定都市及びその他地域に所在する場合を含む。）は別票とする。

４　**学科別学生数**　本科の学生数（外国人学生も含む。）を学科別に回答する。学科の中を専攻別に定めている場合でも専攻別に回答しない。（学科別学生数記載例参照）専攻科及び別科の学生，並びに科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生の数は含めない。

「**年次**」　年次は，原則として入学年度を「１年次」とし，以後，「２年次」，「３年次」とする。また，履修単位不足のため卒業できない学生は，修業年限が２年の学科では「２年次」に，２年６か月又は３年の学科では「３年次」に含めて回答する。

５　**「学科別学生数のうち休学者数」**　在学者のうち休学届を提出している者の数を，年次別に回答する。

６　**入学状況（本科）**

「**入学志願者数**」　募集に応じて願書を提出した者の数を，学科別に回答する。

「**入学者数**」　令和７年度に入学した者（補欠入学者は含むが，編入学者は除く。）で，５月１日現在に在籍する者の数を学科別に回答する。したがって，一度入学手続をしても５月１日までに退学，除籍した者は除く。

「**入学者数**」と「**入学志願者数**」　学内で幾つかの学科の志願を認めていて，試験の結果第二志望の学科に入学した場合は，実際に入学した学科の「入学志願者」と「入学者」とする。

７　**出身高校の所在地県別入学者数**　「６入学状況（本科）」の入学者数（昼間・夜間の合計）を出身高校の所在地県別に回答する。なお，「その他（外国卒・高卒認定等）」は「８年齢別入学者数」の入学者数のうち，「計のうち外国の学校卒」，「計のうち専修学校高等課程卒」及び「計のうちその他（高卒認定等）」の合計である。

８　**年齢別入学者数（６の再掲）**　「６入学状況（本科）」の入学者数を年齢別（５月１日現在の年齢）に区別し，該当する年齢区分に回答する。

「**外国の学校卒**」とは，学校教育法施行規則第150条第１号に定める「外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者」である。

「**専修学校高等課程卒**」とは学校教育法施行規則第150条第３号に定める専修学校高等課程の修了者である。

「**その他（高卒認定等）**」とは，上記以外の者で学校教育法施行規則第150条に定める者（「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者」等）である。

「計のうち留学生」　入学者のうち，留学生を回答する。

留学生　日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち，出入国管理及び難民認定法第２条の２別表第１の４に定める「留学」（本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動）による在留資格によって，入国した者。

なお，同法による他の在留資格によって入国し，その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。

９　**専攻科，別科及び科目等履修生の学生数**　専攻科及び別科の学生，並びに科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生の数を回答する。

10　**高等学校等専攻科からの編入学者数**　令和７年度に高等学校等専攻科から編入学した者の数を編入学した年次別に回答する。

〔学科別学生数記載例〕

〈誤った例〉

学科名	符号	性別		１年次	２年次	３年次	計
英文科		男	1				
		女	2	70	72		142
× 家政科食物専攻科		男	1				
		女	2	45	47		92
× 〃 被服専攻科		男	1				
		女	2	55	54		109
計	9 9 9 9	男	1				
		女	2	170	173		343

〈正しい例〉

学科名	符号	性別		１年次	２年次	３年次	計
英文科	A 1 0 3	男	1				
		女	2	70	72		142
家政科	Q 1 0 1	男	1				
		女	2	100	101		201
		男	1				
		女	2				
計	9 9 9 9	男	1				
		女	2	170	173		343

「学科名」欄には学科別に記入し，専攻別までは記入しない。

（様式第１１号）

統計法に基づく基幹統計調査

秘

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

政府統計

令和７年度　学校基本調査

学校調査票（大学・短期大学・高等専門学校）

外国人学生調査票

－　令和７年５月１日現在　－

作成枚数	枚のうちの　　枚目

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	所在地

1 学校（課程）種別	1□大学　3□修士課程　5□専門職学位課程 2□短期大学　4□博士課程　6□高等専門学校	2 学校（本部）の所在地	（都道府県）　（市区郡） （〒　－　）	3 学校名	

作成枚数：枚のうちの　枚目

4　種類別・国籍・地域別外国人学生数

種類	国籍・地域名	符号	男女別	人文科学 男	人文科学 女	社会科学 男	社会科学 女	理学 男	理学 女	工学 男	工学 女	農学 男	農学 女	保健（医・歯学） 男	保健（医・歯学） 女	保健（医・歯学を除く） 男	保健（医・歯学を除く） 女	商船 男	商船 女	家政 男	家政 女	教育 男	教育 女	芸術 男	芸術 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女	別掲1 専攻科・別科の学生 男	別掲1 専攻科・別科の学生 女	別掲1 科目等履修生・聴講生・研究生 男	別掲1 科目等履修生・聴講生・研究生 女
国費留学生			1																														
			1																														
			1																														
			1																														
			1																														
			1																														
			1																														
	計		1900																											(a)	(b)	(c)	(d)
	別掲2 専攻科・別科の学生		1910																									(a)	(b)				
	別掲2 科目等履修生・聴講生・研究生		1920																									(c)	(d)				
私費留学生			2																														
			2																														
			2																														
			2																														
			2																														
			2																														
			2																														
			2																														
	計		2900																											(e)	(f)	(g)	(h)
	別掲2 専攻科・別科の学生		2910																									(e)	(f)				
	別掲2 科目等履修生・聴講生・研究生		2920																									(g)	(h)				
留学生以外の外国人学生			3																														
			3																														
			3																														
			3																														
			3																														
			3																														
			3																														
			3																														
			3																														
	計		3900																											(i)	(j)	(k)	(l)
	別掲2 専攻科・別科の学生		3910																									(i)	(j)				
	別掲2 科目等履修生・聴講生・研究生		3920																									(k)	(l)				

見本

（注）１　外国人学生のいない場合は，「外国人学生なし」と記入して一部提出する。
　　２　数字は　の中に１字ずつ右側につめて記入する。

文部科学省

外国人学生調査票

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，大学（学部），大学院，短期大学及び高等専門学校ごとに別票とし，それぞれ２部ずつ作成する。そのうち，１部は当該学校の控えとし，他の１部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ，**６月30日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。なお，大学院については，修士課程（修士課程並びに博士前期課程及び一貫制課程の１・２年次の課程），博士課程（博士後期課程並びに一貫制課程の３・４・５年次の課程及び医歯学，薬学，獣医学関係の４年一貫制課程），専門職学位課程ごとに別票とする。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回 答 上 の 注 意

この調査票は，学生教職員等状況票の「３学生数（高等専門学校においては，学校調査票（高等専門学校）の「３学科別学生数」）」に回答された学生数のうち，外国人学生（留学生を含む。）について回答する。**（したがって，外国人学生調査票に回答された学生の合計が，学生教職員等状況票（又は学校調査票（高等専門学校））に回答された学生数より大きくなることはない。）**

なお，大学院の外国人学生の学生数については，学生教職員等状況票の回答上の注意「３学生数」の区分に準じる。

学校種ごとに調査票が２枚以上に渡る場合は調査票右上の作成枚数欄を回答する。**また，学生数の合計は最後の票に回答する。**

Ⅰ　この調査票に掲げる用語の定義は次のとおりである。

「外国人」　日本の国籍を有しない者をいう。

「留学生」　日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち，出入国管理及び難民認定法第２条の２別表第１の４に定める「留学」（本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部，小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動）による在留資格によって，入国した者である。

なお，同法による他の在留資格によって入国し，その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。

「国費留学生」　日本政府から奨学金を支給されている留学生である。※短期大学は「国費留学生」は対象外。

「私費留学生」　上記の国費以外の留学生，例えば，自費による者，都道府県又はその者の本国から奨学金の支給を受けている者である。

「留学生以外の外国人学生」　留学生以外のすべての外国人学生であり，主として日本の高等学校（中等教育学校（後期課程））を卒業して大学に入学した外国人である。

Ⅱ　この調査票の回答上の注意は次のとおりである。

１　学校（課程）種別　該当の□に✓点を入れる。

２　学校（本部）の所在地　大学・短期大学本部（事務局）及び高等専門学校（事務部）の所在地を回答する。学校（本部）の所在地と法人本部の所在地が異なる場合は，学校（本部）の所在地を回答する。

４　種類別・国籍・地域別外国人学生数　外国人学生について，「大学学部学生，大学院研究科学生，短期大学本科学生，高等専門学校の学生」，「専攻科，別科の学生」及び「科目等履修生・聴講生・研究生」ごとに，「国費留学生」，「私費留学生」及び「留学生以外の外国人学生」に分けて回答する。「符号」も必ず回答すること。

「国籍・地域名」については，**旅券，外国人登録証明書又は在留カード**に記載されている名称による。

別掲２　「専攻科・別科の学生」及び「科目等履修生・聴講生・研究生」　別掲１「専攻科・別科の学生」，「科目等履修生・聴講生・研究生」欄に回答した学生数について更に関係学科（専攻）別に回答する。

関係学科（専攻）別，専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生の男・女別学生数について，99人を超える場合は，２升内に３桁の数字を回答し，その升を朱色で囲む。

学科（専攻）の分類は，**学科系統分類表の「大分類」**によって行う。ただし，保健関係は「保健（医・歯学）」及び「保健（医・歯学を除く。）」に分けて回答する。

なお，日本語の教育を目的とする留学生別科に在籍する者の学科（専攻）分類は，便宜「人文科学」の欄に計上する。

学科系統分類表

大分類			コード表（注）の上１桁目のアルファベット
大学・大学院		短期大学 高等専門学校	
人文科学		人　文	A，B
社会科学		社　会	C，D
理　　学		教　養	E，F
工　　学		工　業	G，H，I，J
農　　学		農　業	K，L
保健	（医・歯学）		M，N，O
	（医・歯学を除く）	保　健	
商　　船		商　船	P
家　　政		家　政	Q，R
教　　育		教　育	S，T，U
芸　　術		芸　術	V，W
そ の 他		そ の 他	X，Y，Z

（注）コード表に記載している以下のコードのアルファベットをもとに分類してください。

大学（学部），大学院（研究科）：
　コード表の「符号D」の上１桁目

短期大学：
　コード表の符号「本科学生」の上１桁目

高等専門学校：
　コード表の「符号」の上１桁目

回 答 後 の 確 認

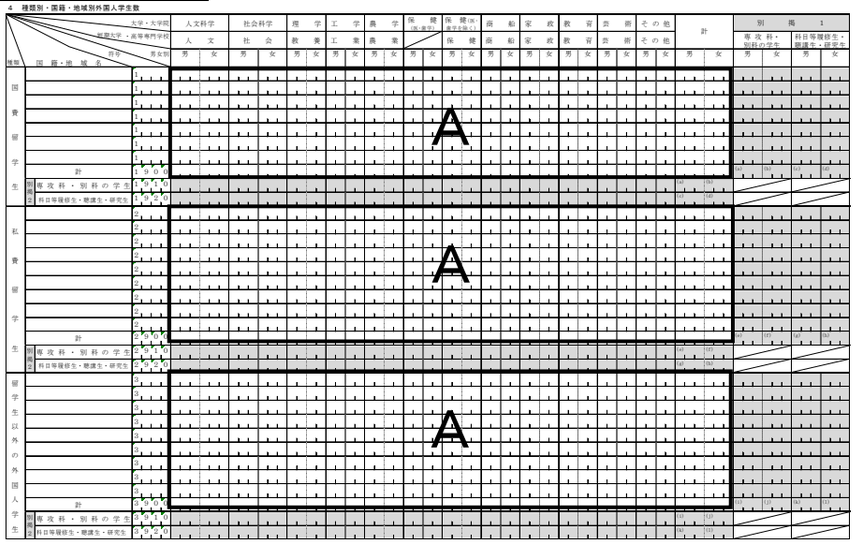

１　Ａの部分には大学学部学生，大学院研究科学生，短期大学本科学生，高等専門学校の学生のみ回答し，専攻科・別科の学生，科目等履修生等は含まない。

２　専攻科・別科の学生，科目等履修生等は，別掲１・別掲２の欄にのみ回答する。

（様式第１２号）

統計法に基づく基幹統計調査

秘

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和７年度　学校基本調査
学校調査票（大学・大学院・短期大学）

大学通信教育調査票

― 令和７年５月１日現在 ―

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	学部(研究科)番号	所在地

1 学校種別	2 設置者別	3 学部名	4 学部・研究科・短期大学の所在地	5 学校名
□大学 □大学院 □短期大学	□私立		（〒　－　）	

Aカード　6 学科（専攻）別学生数

番号	学科（専攻）	符号	正規の課程 1年次 男	1年次 女	2年次 男	2年次 女	3年次 男	3年次 女	4年次 男	4年次 女	計 男	計 女	専攻科 男	専攻科 女	特修生 男	特修生 女	科目等履修生・聴講生 男	科目等履修生・聴講生 女	計 男	計 女
1	学科(専攻)																			
2	学科(専攻)																			
3	学科(専攻)																			
4	学科(専攻)																			
計		9999									(a)	(b)								

Gカード　上記のうち休学者，授業料滞納者（該当のない場合は斜線を引く。）

7 入学者数（正規の課程）（令和７年度のみ）

番号	令和７年３月高校卒 男	令和７年３月高校卒 女	令和６年３月高校卒 男	令和６年３月高校卒 女	令和５年３月以前高校卒 男	令和５年３月以前高校卒 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女
1										
2										
3										
4										
計									(c)	(d)

Bカード　12 教員数（該当のない場合は斜線を引く。）

本務者 男	本務者 女	本務者 計	兼務者 学内から 男	学内から 女	学内から 計	学外から 男	学外から 女	学外から 計	計 男	計 女	計 計

13 職員数（該当のない場合は斜線を引く。）

本務者 男	本務者 女	本務者 計	兼務者 男	兼務者 女	兼務者 計

Cカード　8 職業別学科（専攻）別学生数

区分		教員 男	教員 女	公務員 男	公務員 女	会社(商店)員，銀行員等 男	会社(商店)員，銀行員等 女	個人営業・自由業 男	個人営業・自由業 女	無職 男	無職 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女
8 職業別学科（専攻）別学生数	番号１の学科(専攻)														
	2														
	3														
	4														
	計	9999												(a)	(b)

Dカード　9 職業別年齢別学生数

区分		教員 男	教員 女	公務員 男	公務員 女	会社(商店)員，銀行員等 男	会社(商店)員，銀行員等 女	個人営業・自由業 男	個人営業・自由業 女	無職 男	無職 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女
9 職業別年齢別学生数	18～22歳	ZZ22													
	23～24歳	ZZ24													
	25～29歳	ZZ29													
	30～39歳	ZZ39													
	40～49歳	ZZ49													
	50～59歳	ZZ59													
	60歳以上	ZZ60													
	計	9999												(a)	(b)

Eカード　10 在学年数別職業別卒業者数（前年度間）

区分		教員 男	教員 女	公務員 男	公務員 女	会社(商店)員，銀行員等 男	会社(商店)員，銀行員等 女	個人営業・自由業 男	個人営業・自由業 女	無職 男	無職 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女
10 在学年数別職業別卒業者数（前年度間）	最低在学年数卒業者	ZZ													
	1年超過	ZZ													
	2年超過	ZZ													
	3年超過	ZZ													
	4年以上超過	ZZ													
	計	9999												(e)	(f)

Fカード　11 職業別授業方法別出席者数（前年度間）

区分		教員 男	教員 女	公務員 男	公務員 女	会社(商店)員，銀行員等 男	会社(商店)員，銀行員等 女	個人営業・自由業 男	個人営業・自由業 女	無職 男	無職 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女
11 職業別授業方法別出席者数（前年度間）	面接授業	ZZZ1													
	メディアを利用して行う授業	ZZZ2													

Gカード　14 年齢別入学者数（7の再掲）

（注）５月１日現在の年齢とする。

	年齢区分	17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳(以下)	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	年齢不詳	計
男	1																							(c)
女	2																							(d)

（注）「年齢区分」は，学校種別課程別で異なる。（手引を参照）

Hカード　15 年齢別卒業者数（10の再掲）

（注）５月１日現在の年齢とする。

	年齢区分	19歳以下	20歳	21歳(以下)	22歳	23歳(以下)	24歳	25歳	26歳(以下)	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	年齢不詳	計
男	1																										(e)
女	2																										(f)

学長氏名		取扱者氏名	
電話	（　　）　　－ （内線　　）		

文部科学省

正本

大学通信教育調査票（大学・大学院・短期大学）

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，２部作成（大学は学部，大学院は課程・研究科ごとに２部作成）する。そのうち，１部は当該学校の控えとし，他の１部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ，**６月30日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回 答 上 の 注 意

１　**学校種別**　　２　**設置者別**　該当の□に✓点を入れる。

６　**学科（専攻）別学生数**　正規の課程の学生，専攻科，特修生，科目等履修生・聴講生の数（休学者，授業料滞納者を含む。）を学科（専攻）別に回答する。なお，「学科（専攻）名」と左の「番号」は対応しており，「７入学者数」，「８職業別学科（専攻）別学生数」の学科別の回答はこの番号の順序によるものとする。

「正規の課程」　学校教育法による大学（学部），大学院（研究科），短期大学（本科）として，正規の授業の行われる課程をいう。

「年次」　原則として入学年度を「１年次」とし，以後，「２年次」，「３年次」，「４年次」とする。（短期大学では４年次は該当がない。）

「学科別学生数のうち休学者，授業料滞納者」　正規の課程の学生のうち休学中の者及び授業料を滞納している者など，学習活動を行っていない者の数を回答する。

「専攻科」　通信教育の専攻科に在籍する者の数を回答する。

「特修生」　大学入学資格を有しない者又は大学卒業資格の取得を希望しない者で，数科目又は特定の学科の全学科目を履修する者をいう。

「科目等履修生・聴講生」　特定の科目を履修する者をいう。

なお，「特修生」，「科目等履修生・聴講生」として在籍する者で，履修する科目が２学部以上にまたがる場合は，履修科目数の多い方の学部の調査票に計上し，この方法によっても分類が不可能なときは，別票としてもう一枚作成する。

７　**入学者数**　令和７年度に入学した正規の課程の学生について，「令和７年３月高校卒」，「令和６年３月高校卒」，「令和５年３月以前高校卒」，「その他」に分けて学科別に回答する。なお，中等教育学校（後期課程）卒業者については，各卒業年次の「高校卒」に含めるものとする。

学科の回答順序については，「６学科（専攻）別学生数」の学科欄左の番号１～４に対応して回答すること。

また，大学院については，各卒業年次の「高校卒」を「大学卒」に読み替えるものとする。

８　**職業別学科専攻別学生数**　正規の課程の学生数を，学科別，職業別に回答する。学科の回答順序については，「６学科（専攻）別学生数」の学科欄左の番号１～４に対応して回答すること。職業の区分は下記の「職業分類」を参照のこと。（以下「９職業別年齢別学生数」，「10在学年数別職業別卒業者数」及び「11職業別授業方法別出席者数」についても同じ。）

９　**職業別年齢別学生数**　正規の課程の学生数を，年齢区分別，職業別に回答する。

10　**在学年数別・職業別卒業者数（前年度間）**　令和６年度間の卒業者について，在学年数別，職業別（卒業時におけるもの）に回答する。大学，大学院，短期大学ともに上段から「最低在学年数で卒業した者，最低在学年数を１年超過した者，２年超過した者，３年超過した者，４年以上超過した者」として回答する。

また，「編入学した者」は入学前の在学年数を加えて回答する。なお，大学院においては大学院設置基準第16条第１項及び第17条第１項ただし書により，優れた業績を上げ在学期間の短縮を受けた者がいる場合は，当該者の在学年数を「最低在学年数」とし，以降，当該「最低在学年数」に対して超過した年数別に回答する。

11　**職業別授業方法別出席者数　（前年度間）**　令和６年度間の「面接授業」及び「メディアを利用して行う授業」の出席者数を職業別に実数で回答する。

「面接授業」及び「メディアを利用して行う授業」とは，大学通信教育設置基準第３条，又は短期大学通信教育設置基準第３条による授業方法をいう。

12　**教員数**　本務・兼務の区別は，原則として辞令面による。辞令面で区別できない場合は，俸給（給料又は，これらに相当するものを含む。）を支給している方を本務とし，それ以外は兼務とする。２校以上から俸給を支給されている場合は，支給額の多い方を本務とする。また，俸給が同額又は一括支給されている場合は，授業時間の多い方を本務とする。

13　**職員数**　本務・兼務の定義は教員の場合に準ずる。なお，法人の事務専属の者は除外する。

14　**年齢別入学者数（７の再掲）**　「７入学者数（正規の課程のみ）」の入学者数を年齢別（５月１日現在での年齢）に区別し，該当する年齢区分に回答する。

15　**年齢別卒業者数（10の再掲）**　「10在学年数別職業別卒業者数」の卒業者数を年齢別（５月１日現在での年齢）に区別し，該当する年齢区分に回答する。

回 答 後 の 確 認

１　**「６学科（専攻）別学生数」（正規の課程）の計（ａ），（ｂ）は，「８職業別学科専攻別学生数」の計（ａ），（ｂ）及び「９職業別年齢別学生数」の計（ａ），（ｂ）とそれぞれ一致する。なお，「８」，「９」の計欄は職業別，男女別にそれぞれ一致する。**

２　**「６学科（専攻）別学生数」の１年次の男，女の数は「７入学者数」の学科ごとに同数か，又は，留年者等がいる場合は多くなる。（１年次　≧　入学者）**

３　**「７入学者数」の計（ｃ），（ｄ）は，「14年齢別入学者数」の計（ｃ），（ｄ）と一致する。**

４　**「10在学年数別職業別卒業者数」の計（ｅ），（ｆ）は，「15年齢別卒業者数」の計（ｅ），（ｆ）と一致する。**

職　業　分　類

（職業別の学生数，卒業者数，授業方法別出席者数の職業の分類は次の区分によること。）

(1) **教員**　幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，高等専門学校，大学等（手引の「職業分類の要点」「ｂ専門的・技術的職業従事者」「８教員」を参照）において教職に従事する者。

(2) **公務員**　国家公務員及び地方公務員，ただし，公務員で教員である者は「教員」とする。

(3) **会社（商店）員，銀行員等，**　上記（１），（２）以外の企業・団体に勤務する者。（学校の事務員を含む。）

(4) **個人営業・自由業**　個人経営の者，文筆業，開業医師等。

(5) **無職**　職業をもたない者。例えば，家庭の主婦・主夫。

(6) **その他**　その他上記の（１）から（５）の分類に該当しない者。職業が不詳の者，把握していない者も含む。

（様式第１３号）　秘

統計法に基づく基幹統計調査

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和７年度　学校基本調査

学校調査票（高等専門学校）

－ 令和７年５月１日現在 －

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	所在地

1 所在地	（都道府県）　（市区郡）　（町村）　（番地）　（〒　－　）	2 学校名	高等専門学校

Aカード

3 学科別学生数	符号	1学年 男	1学年 女	2学年 男	2学年 女	3学年 男	3学年 女	4学年 男	4学年 女	5学年 男	5学年 女	実習生（商船高専） 男	実習生（商船高専） 女	計 男	計 女	計 計	5 入学状況 入学志願者数 男	入学志願者数 女	入学志願者数 令和7年3月中卒（再掲） 男	入学志願者数 令和7年3月中卒（再掲） 女	入学者数 男	入学者数 女	入学者数 令和7年3月中卒（再掲） 男	入学者数 令和7年3月中卒（再掲） 女
学科																								
学科																								
学科																								
学科																								
学科																								
計	9999																							

Bカード 4 学科別学生数のうち休学者数（該当のない場合は斜線を引く。）																								

Dカード・Eカード

6 教員数（該当のない場合は斜線を引く。）			校長 男	校長 女	教授 男	教授 女	准教授 男	准教授 女	講師 男	講師 女	助教 男	助教 女	助手 男	助手 女	計 男	計 女	計 計
本務者		1															
上記本務者のうち（再掲）	専門科目担当者	2															
	休職者	3															
	外国人	4															
兼務者	教員からの兼務	1															
	教員以外からの兼務	2															
上記兼務者のうち外国人（再掲）		3															

Gカード

8 学校医等の数	学校医	学校歯科医	学校薬剤師

Fカード

7 職員数		事務系 男	事務系 女	技術技能系 男	技術技能系 女	医療系 男	医療系 女	教務系 男	教務系 女	その他 男	その他 女	計 男	計 女	計 計	左記職員のうち（再掲） 寄宿舎指導員	栄養士	看護師
本務者	1																
兼務者	2																

Hカード

9 専攻科及び科目等履修生等の学生数（該当のない場合は斜線を引く。）	専攻科 男	専攻科 女	専攻科 計	科目等履修生・聴講生 男	科目等履修生・聴講生 女	科目等履修生・聴講生 計

（注）数字は ☐ の中に一字ずつ右側につめて記入する。

校長氏名		取扱者氏名	課	電話	（　　）　－　（内線　　番）

文部科学省

見本

学校調査票（高等専門学校）

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，２部作成する。そのうち，１部は当該学校の控えとし，他の１部は**６月30日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回 答 上 の 注 意

１　**所在地**　事務部の所在地を回答する。

３　**学科別学生数**　外国人及び休学者を含めた学生数を，学科別に回答する。専攻科の学生数は含めない。

４　**学科別学生数のうち休学者数**　在学者のうち休学届を提出している者の数を学年別に回答する。

５　**入学状況**

「入学志願者数」　募集に応じて願書を提出した者の数を回答する。

「入学者数」　令和７年度に入学した者（補欠入学者は含むが，編入学者は除く。）で５月１日現在に在籍している者の数を回答する。したがって，一度入学しても５月１日までに退学・除籍した者は除く。なお，同一高等専門学校内で幾つかの学科の志望を認めていて，試験の結果第二志望の学科に入学した場合は，実際に入学した学科の「入学志願者」と「入学者」とする。

「令和７年３月中卒（再掲）」　入学志願者数及び入学者数のうち，令和７年３月に中学校を卒業した者の数を回答する。なお，義務教育学校卒業者については，「中卒」を「義務教育学校卒業」と，中等教育学校（前期課程）修了者については，「中卒」を「中等教育学校（前期課程）修了」と読み替えるものとする。

６　**教員数**　教員数には，外国留学中及びサバティカル期間中の者並びに休職者も含めて回答する。

本務，兼務の区別は，原則として辞令面による。正式な辞令が発令されていない場合には、いわゆる雇用契約や口頭での発令（業務命令）などについても、辞令に準じるものとする。辞令面で区別できない場合は，俸給（給料又はこれらに相当するものを含む。）を支給されている方を本務とする。２校以上から俸給を支給されている場合は，支給額の多い方を本務とする。俸給が同額又は一括支給されている場合は，授業時間数の多い方を本務とする。高等専門学校と同一学校法人の大学との双方に勤務する者は，学校種別が異なるのでいずれか一方を本務とし，他方を兼務とする。

事務職員が講師を兼ねている場合は，兼務の講師として回答する。

「専門科目担当者」（再掲）　本務教員のうち専門科目を担当している者の数を回答する。

７　**職員数**　本務，兼務の定義は，教員の場合に準じ，区分は職務内容により分類する。なお，休職者も含めて回答する。ただし，私立の高等専門学校における学校法人の事務専属の者は除外する。

「兼務者」欄には，本務教員で事務職員を兼務している者及び他の学校の本務職員（設置者である独立行政法人国立高等専門学校機構，地方公共団体又は学校法人の本務職員を含む。）で当該学校の職員を兼務している者の数を回答する。

「事務系」　庶務，会計，人事等の事務に従事している者をいう。例えば，教室・研究室に勤務していても事務に従事している者はこの欄に回答する。図書職員で，司書的職務に従事している者も含める。

「技術技能系」　技術，技能に関する職務に従事している者（機器の運転操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で，建築技術者，電気技術者，自動車運転手，工員，電話交換手等）の数を回答する。

「医療系」　学生の健康管理の業務に従事している看護師，准看護師，薬剤師，栄養士，診療放射線技師，歯科衛生士，歯科技工士等の数を回答する。

「教務系」　学生の実験，実習，実技若しくは演習を指導している者で，教員でない者の数を回答する。したがって，実際の職務内容は，助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の数を回答する。なお，教務課などで事務に従事している者は，「事務系」欄に回答する。

「その他」　前記以外の者で，守衛，巡視，用務員，寄宿舎指導員，調理師等の業務に従事している者等の数を回答する。

「左記職員のうち（再掲）」　「看護師」欄には，「医療系」のうち学生の健康管理に従事する看護師の数を回答する。

８　**学校医等の数**　学校医，学校歯科医，学校薬剤師として発令又は委嘱している者の数を回答する。

９　**専攻科及び科目等履修生等の学生数**　専攻科の学生，並びに科目等履修生，聴講生，選科生及び研究生の数を回答する。

回 答 後 の 確 認

１　「３学科別学生数」の「１学年」の各学科の学生数は，「５入学状況」の各学科の「入学者数」と比べて同数か，又は，留年者がいる場合は多くなる。（１年次　≧　入学者）

２　「５入学状況」入学志願者　≧　入学者

３　「７職員数」「左記職員のうち（再掲）」の「看護師」の数は，「医療系」の数より多くなることはない。（医療系　≧　看護師）

（様式第３０号）

統計法に基づく基幹統計調査

㊙

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和７年度　学校基本調査

卒業後の状況調査票（２－１）

－ 令和７年５月１日現在 －

〔大学／大学院／短期大学／高等専門学校〕

作成枚数	枚のうちの　　枚目

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	学部（研究科）番号	所在地

1 学校種別	□大学 □大学院 □短期大学 □高等専門学校	2 学部・研究科名		3 課程別	□修士課程 □博士課程（前期） □博士課程（後期） □博士課程（一貫） □専門職学位課程
4 昼夜別	□昼間 □夜間	5 所在地〔大学は学部／大学院は研究科／短期大学は学科〕	（〒　　－　　）	6 学校名	

7 状況別卒業者数（就職者等（左記A～Eを除く。）：F～I、うちG・Hは常用労働者／J 左記以外の者）

学科・専攻名〔大学・短期大学・高等専門学校は学科名，大学院は専攻名を記入する。〕

No.	学科・専攻名	符号	性別		A 大学院研究科	B 大学学部	C 短期大学本科	D 専攻科	E 別科	F 自営業主等	G 無期雇用労働者	H 有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）	I 臨時労働者	臨床研修医（予定者を含む）	専修学校・外国の学校等入学者	J 進学準備中の者	J 就職準備中の者	J その他	不詳・死亡の者	計 (a)
1	学科 専攻		男	1																
			女	2																
2	学科 専攻		男	1																
			女	2																
3	学科 専攻		男	1																
			女	2																
4	学科 専攻		男	1																
			女	2																
5	学科 専攻		男	1																
			女	2																
6	学科 専攻		男	1																
			女	2																
7	学科 専攻		男	1																
			女	2																
8	学科 専攻		男	1																
			女	2																
9	学科 専攻		男	1																
			女	2																
10	学科 専攻		男	1																
			女	2																
	計		男	1																
		９９９９	女	2																
		計																		

（再掲）／8 大学院博士課程の計（a）のうち（再掲）／9 入学年度別卒業者数〔大学・大学院・短期大学のみ記入　各入学年度を書き換えて記入〕

No.	学科・専攻名	符号	性別		左記A～Eのうち，就職している者：自営業主等，無期雇用労働者	左記A～Eのうち，就職している者：雇用契約期間が一年以上，かつフルタイム勤務相当の者	左記H有期雇用労働者のうち，雇用契約期間が一年以上，かつフルタイム勤務相当の者	8 満期退学者	8 ポストドクター等（満期退学者を含む） Hのうち	Iのうち	Jのうち	9 令和3年度入学	令和2年度入学	令和元年度入学	平成30年度入学	平成29年度以前入学	その他（編入学者）	計 (a)
1	学科 専攻		男	1														
			女	2														
2	学科 専攻		男	1														
			女	2														
3	学科 専攻		男	1														
			女	2														
4	学科 専攻		男	1														
			女	2														
5	学科 専攻		男	1														
			女	2														
6	学科 専攻		男	1														
			女	2														
7	学科 専攻		男	1														
			女	2														
8	学科 専攻		男	1														
			女	2														
9	学科 専攻		男	1														
			女	2														
10	学科 専攻		男	1														
			女	2														
	計		男	1														
		９９９９	女	2														
		計																

10 年齢別卒業者数（7の再掲）
（注）５月１日現在の年齢とする。

年齢区分		19歳以下	20歳	21歳（以下）	22歳	23歳（以下）	24歳	25歳	26歳（以下）	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	年齢不詳	計
男	1																										
女	2																										

（注）1　新設等のため卒業者のいない学科，専攻については当該行に「卒業者なし」と記入し，全ての学科，専攻に該当がない場合は調査票右端上段の空白に「卒業者なし」と記入し，１部提出する。
2　数字は［ ］の中に一字ずつ右側につめて記入する。
3　卒業者が「７状況別卒業者数」の各部分に重複して該当する場合は，便宜，A→B→C・・・のように左の欄から順に記入することとし，重複して記入はしないこと。
4　「年齢区分」は，学校種別課程別修業年限別で異なる。（手引を参照）

学長 校長 氏名		取扱者 氏名	課	電話	（　　）　－ （内線　　番）

文部科学省

見本

卒業後の状況調査票（２－１）

（大学／大学院／短期大学／高等専門学校）

調査票の取扱い

この調査票は，２部ずつ（大学，大学院，短期大学は下記の区分により別票とする。）作成する。そのうち，１部は当該学校の控えとし，他の１部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ，**６月30日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。
（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

1　大学：学部別，昼間・夜間別に別票とする。
2　医学部に医学科以外の学科を有する場合は，医学科と医学科以外の学科に分けて別票とする。
3　教育系学部に教員養成と教員養成以外の課程を有する場合は，教員養成と教員養成以外の課程に分けて別票とする。
4　一つの学部に学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程を有する場合は，学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。
5　大学院：「修士課程」，「博士課程（前期）」，「博士課程（後期）」，「一貫制課程」，「医歯学，薬学，獣医学関係の４年一貫制課程」，「専門職学位課程」別に，研究科別及び昼間・夜間別の別票とする。
6　短期大学：昼間・夜間別に別票とする。
7　短期大学で，修業年限が２年制の課程と３年制の課程がある場合は，分離し別票とする。
8　短期大学で，短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程を有する場合は，短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。
9　一つの学部に修業年限の異なる学科を有する場合は，修業年限を同じくする学科に分けて別票とする。

回答上の注意

この調査票は，大学学部，大学院研究科，短期大学本科，高等専門学校において令和６年度間（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）に当該学校を卒業した者について，令和７年５月１日現在の状況を回答する。なお，卒業時から令和７年５月１日までの状況の変更について把握できない場合は，卒業時の状況を回答する。

卒業者の定義　卒業者とは，大学学部，大学院研究科，短期大学本科及び高等専門学校の卒業者をいい，専攻科及び別科の修了者は除外する。

なお，大学院研究科においては，所定の年限以上在学し，所定の単位を修得し，かつ学位論文の審査及び最終試験に合格した者をいう。ただし，博士課程については，所定の年限以上在学し，所定の単位を修得したが博士の学位を取得しなかった者で，令和６年度間にいわゆる満期退学した者も，便宜卒業者として含めて回答する。

１　学校種別　３　課程別　４　昼夜別　該当の□に✓点を入れる。

５　所在地　大学は当該学部，大学院は当該研究科，短期大学は当該学科，高等専門学校は学校の所在地を回答する。なお，二つ以上の学科（専攻）があり，学科（専攻）の所在する県が異なる場合は別票とする。

７　状況別卒業者数　卒業者を，大学，短期大学，高等専門学校は学科別，大学院は専攻別に次の区分により回答する。なお，大学の教員養成を主とする学部は幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別教科（教科別），特別支援学校の各教員養成課程もそれぞれ別欄にして回答する。

大学院研究科等（Ａ～Ｅ）　調査票の区分により，その進路を回答する。

就職者等　給料，賃金，報酬，その他の経常的な収入を得る仕事（自家・自営業を含む）に就いた者及び臨時的な収入を得る仕事に就いた者をいう。なお，「大学院研究科等」に区分される者で，かつ職に就いている者については，ここには含めず，「左記Ａ～Ｅのうち就職している者」に再掲として計上する。

「Ｆ自営業主等」　個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者をいう。

「Ｇ無期雇用労働者」　雇用契約期間の定めのないものとして就職した者をいう。

「Ｈ有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）」　雇用契約期間が１か月以上で期間の定めのある者をいう。このうち，雇用契約期間が１年以上で期間の定めのある者であり，かつ１週間の所定の労働時間がおおむね40～30時間程度の者については，「左記Ｈ有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上かつフルタイム勤務相当の者」にも再掲として計上する。

「Ｉ臨時労働者」　雇用契約期間が１か月未満で期間の定めのある者をいう。

なお，労働者派遣法に基づく派遣労働者は，「Ｇ無期雇用労働者」には計上せず，「Ｈ有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）」又は「Ｉ臨時労働者」に計上すること。

臨床研修医（予定者を含む）　医師法第16条の２及び歯科医師法第16条の２に基づく臨床研修を受ける者の数を回答する。また，５月１日現在，臨床研修医となることが予定されている者もここに含めて回答する。

専修学校・外国の学校等入学者　Ａ～Ｅ以外の者で，学校，その他教育施設に入学（在籍）している者を回答する。例えば，研究生として入学した者，専修学校，各種学校，外国の学校及び職業能力開発校への入学者がここに含まれる。

左記以外の者　進学でも就職でもないことが明らかな者について「進学準備中の者」，「就職準備中の者」，「その他」に分けて回答する。家事の手伝いはここに含まれる。なお，「就職準備中の者」には，求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中である者が含まれる。

不詳・死亡の者　不詳の者（行方不明の者）及び死亡した者の数を回答する。死亡とは，卒業者のうち令和７年５月１日までに死亡した者をいう。

左記Ａ～Ｅのうち就職している者（再掲）　上記Ａ～Ｅのうち，就職している者を再掲で回答する。この場合の「就職している者」とは，自営業主等，無期雇用労働者，有期雇用労働者のうち雇用契約期間が１年以上かつフルタイム勤務相当の者であり，有期雇用労働者でも雇用契約期間が１年未満の者又は短時間勤務の者，臨時労働者は含まない。

８　大学院博士課程の計(a)のうち（再掲）　「満期退学者」欄には大学院の博士課程（後期）及び博士課程（一貫）の卒業者のうち，所定の年限以上在学し，所定の単位を修得したが博士の学位を取得しなかった，いわゆる満期退学者を再掲で回答する。

また，「ポストドクター等（満期退学者を含む。）」欄には「Ｈ有期雇用労働者（雇用契約期間が一か月以上の者）」，「Ｉ臨時労働者」，「Ｊ左記以外の者」に回答した者のうちポストドクター等の数をそれぞれ再掲で回答する。

「ポストドクター等」　博士の学位を取得した者又は所定の単位を修得の上博士課程を退学した者（いわゆる「満期退学者」）のうち，任期付で採用されている者で，①大学や大学共同利用機関で研究業務に従事している者であって，教授・准教授・助教・助手等の学校教育法第92条に基づく教育・研究に従事する職にない者，又は，②独立行政法人等の公的研究機関（国立試験研究機関，公設試験研究機関を含む。）において研究業務に従事している者のうち，所属する研究グループのリーダー・主任研究員等の管理的な職にない者をいう。

９　入学年度別卒業者数　この欄は大学学部，大学院研究科，短期大学本科の卒業者数を入学した入学年度別に分けて回答する。ただし，修業年限が異なる大学（学部），大学院及び短期大学（本科）については，下記の記載例のとおり，各入学年度を書き換えて回答する。（入学年度別卒業者数記載例参照）

「その他」の欄には編入学した者の卒業者数を回答する。大学学部においては学校教育法第89条，大学院研究科においては大学院設置基準第16条及び17条ただし書により，優れた業績を上げた者を早期に修了させた者も含め回答する。

なお，この入学年度別卒業者の各学科合計は「７状況別卒業者数」の各学科合計とそれぞれ一致する。

［入学年度別卒業者数記載例］

1．修業年限２年の場合

	5 令和～年度入学	4 令和～年度入学	3 令和～年度入学	令和2 平成～年度入学	令和元 平成～年度以前入学	その他	計
男	230	12	3			1	246
女	25	2				1	28

（例）
●２年制の短期大学
●大学院の修士課程，博士課程（前期），専門職学位課程（法科大学院の課程を除く）

2．修業年限２年６か月及び３年の場合

	4 令和～年度入学	3 令和～年度入学	令和2 令和～年度入学	令和元 平成～年度入学	30 平成～年度以前入学	その他	計
男	30	12				1	43
女	5	2				1	8

（例）
●２年６か月及び３年制の短期大学
●大学院の博士課程（後期），専門職学位課程（法科大学院の課程）

3．修業年限４年の場合

	令和３年度入学	令和２年度入学	令和元年度入学	平成30年度入学	平成29年度以前入学	その他	計
男	450	55	10			2	517
女	320	24	1			1	346

（例）
●４年制の大学学部
●大学院の博士課程（医歯学・薬学・獣医学関係の４年一貫制課程）

4．修業年限５年の場合

	2 令和～年度入学	元年 令和～年度入学	平成30 令和～年度入学	29 平成～年度入学	28 平成～年度以前入学	その他	計
男	42	10	7			2	61
女	5	1				1	7

（例）
●５年制の大学学部
●大学院の博士課程（一貫制課程）（医歯学・薬学・獣医学関係の４年一貫制課程を除く）

5．修業年限６年の場合

	元 令和～年度入学	平成30 令和～年度入学	平成29 令和～年度入学	28 平成～年度入学	27 平成～年度以前入学	その他	計
男	118	25	10			1	154
女	25	5					30

（例）
●６年制の大学学部（医・歯・薬・獣医学）

10　年齢別卒業者数（７の再掲）　「７状況別卒業者数」の卒業者数を年齢別（５月１日現在での年齢）に区別し，該当する年齢区分に回答する。

令和７年度　学校基本調査

卒業後の状況調査票（２－２）

（大学・大学院・短期大学・高等専門学校）

－ 令和７年５月１日現在 －

（秘）

統計法に基づく基幹統計調査

作成枚数	枚のうちの　　枚目

※印欄は文部科学省で記入する。

※	学校コード	学部（研究科）番号	所在地

1 学校種別	2 学部・研究科名	3 課程別	4 昼夜別	5 所在地（大学・大学院は学部・研究科，短期大学は学科）	6 学校名
□大学 □大学院 □短期大学 □高等専門学校		□修士課程 □博士課程（前期） □博士課程（後期） □博士課程（一貫） □専門職学位課程	□昼間 □夜間	（〒　－　）	

職業別就職者数

7 番号	学科・専攻名（大学・短期大学・高等専門学校は学科名，大学院は専攻名を記入する。）	符号	性別	b 専門的・技術的職業従事者 1 研究者	2 農林水産技術者	3 製造技術者（開発）機械	電気	化学	その他	4 製造技術者（開発除く）機械	電気	化学	その他	5 建築・測量技術者	6 情報処理・通信技術者	7 その他の技術者	8 教員 幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	高等専門学校	短期大学	大学	特別支援学校	その他	9 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師 医師	歯科医師	獣医師	薬剤師	10 保健師，看護師，助産師	11 医療技術者	12 その他の医療保健従事者 1 栄養士	2 その他	13 音楽・美術・デザイン・舞台・写真	14 その他	a 管理的職業従事者	c 事務従事者	d 販売従事者	e サービス職業従事者	f 保安職業従事者	g 農林漁業従事者 1 農林業従事者	2 漁業従事者	h 生産工程従事者	i 輸送・機械運転従事者	j 建設・採掘従事者	k 運搬・清掃等従事者	左記以外	計(a)
1	学科専攻		男 1																																																
			女 2																																																
2	学科専攻		男 1																																																
			女 2																																																
3	学科専攻		男 1																																																
			女 2																																																
4	学科専攻		男 1																																																
			女 2																																																
5	7 学科専攻		男 1																																																
			女 2																																																
	計	9999	男 1																																																
			女 2																																																

産業別就職者数

8 番号	性別	A 農業，林業	B 漁業	C 鉱業，砂利採取業，採石業	D 建設業	E 製造業 1 食料品・飲料たばこ・飼料製造業	2 繊維工業	3 印刷同関連業	4 化学工業，石油・石炭製品製造業	5 鉄鋼業，非鉄金属・金属製品製造業	6 はん用・生産用・業務用機械器具製造業	7 電子部品・デバイス・電子回路製造業	8 電気機械器具・情報通信機械器具製造業	9 輸送用機械器具製造業	10 その他の製造業	F 熱供給・電気・ガス・水道業	G 情報通信業	H 運輸業，郵便業	I 卸売業，小売業 1 卸売業	2 小売業	J 金融業，保険業 1 金融業	2 保険業	K 不動産業，物品賃貸業 1 不動産取引・賃貸・管理業	2 物品賃貸業	L 学術研究，専門・技術サービス業 1 学術研究・開発機関	2 法務	3 技術サービス・その他の専門・業務	M 宿泊業，飲食サービス業	N 生活関連サービス業，娯楽業	O 教育，学習支援業 1 学校教育	2 その他の教育，学習支援業	P 医療，福祉 1 医療保健衛生	2 社会保険・社会福祉・介護事業	Q 複合サービス事業	R サービス業（他に分類されないもの） 1 宗教	2 その他のサービス業	S 公務（他に分類されないものを除く） 1 国家公務	2 地方公務	左記以外	計(a)
1	男 1																																																		
	女 2																																																		
2	男 1																																																		
	女 2																																																		
3	男 1																																																		
	女 2																																																		
4	男 1																																																		
	女 2																																																		
5	男 1																																																		
	女 2																																																		
計	男 1																																																		
	女 2																																																		

（注）１　産業別就職者数の分類は，「日本標準産業分類」による。
２　職業別就職者数の分類は，「日本標準職業分類」による。
３　就職者のいない学科，専攻については記入する必要はないが，すべてに該当がない場合は，調査票右端上段に「就職者なし」と記入し，１部提出する。
４　数字は「　」の中に一字ずつ右側につめて記入する。

〔記入後の確認〕

１　職業別の計欄(a)と産業別の計欄(a)は一致する。

２　また，それぞれの計欄に記入された数値は，別葉の「卒業後の状況調査票(2-1)」に記入された「F自営業主等」「G無期雇用労働者」と（再掲）「左記A～Eのうち就職している者」「左記H有期雇用労働者のうち雇用契約期間が一年以上，かつフルタイム勤務相当の者」の合計とそれぞれ一致する。

学校長氏名		取扱者氏名	課	電話	（　）　－ （内線　　番）

文部科学省

サンプル

卒業後の状況調査票（２－２）

（大　　学
大　学　院
短　期　大　学
高等専門学校）

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，２部ずつ（大学，大学院，短期大学は下記の区分により別票とする。）作成する。そのうち，１部は当該学校の控えとし，他の１部は関係調査票と一緒に事務局（本部）でまとめ，６月30日までに必着するよう文部科学大臣に提出する。(所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付)

1　大学：学部別，昼間・夜間別に別票とする。

2　医学部に医学科以外の学科を有する場合は，医学科と医学科以外の学科に分けて別票とする。

3　教育系学部に教員養成と教員養成以外の課程を有する場合は，教員養成と教員養成以外の課程に分けて別票とする。

4　一つの学部に学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程を有する場合は，学士（専門職）と学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。

5　大学院：「修士課程」，「博士課程（前期）」，「博士課程（後期）」，「一貫制課程」，「医歯学，薬学，獣医学関係の４年一貫制課程」，「専門職学位課程」別に，研究科別及び昼間・夜間別の別票とする。

6　短期大学：昼間・夜間別に別票とする。

7　短期大学で，修業年限が２年制の課程と３年制の課程がある場合は，分離し別票とする。

8　短期大学で，短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程を有する場合は，短期大学士（専門職）と短期大学士（専門職）以外の課程に分けて別票とする。

9　一つの学部に修業年限の異なる学科を有する場合は，修業年限を同じくする学科に分けて別票とする。

回 答 上 の 注 意

この調査票は，大学学部，大学院研究科，短期大学本科及び高等専門学校において，「卒業後の状況調査票（２－１）」に回答された「Ｆ自営業主等」「Ｇ無期雇用労働者」と（再掲）「左記Ａ～Ｅのうち就職している者」「左記Ｈ有期雇用労働者のうち，雇用契約期間が一年以上，かつフルタイム勤務相当の者」について回答する。

１　学校種別　３　課程別　４　昼夜別　該当の□に✓点を入れる。

５　所在地　大学は当該学部，大学院は当該研究科，短期大学は当該学科，高等専門学校は学校の所在地を回答する。なお，二つ以上の学科（専攻）があり，学科（専攻）の所在する県が異なる場合は別票とする。

７　職業別就職者数　「卒業後の状況調査票（２－１）」に回答された「Ｆ自営業主等」「Ｇ無期雇用労働者」と（再掲）「左記Ａ～Ｅのうち就職している者」「左記Ｈ有期雇用労働者のうち，雇用契約期間が一年以上，かつフルタイム勤務相当の者」について，その職業を分類して学科又は専攻別に回答する。なお，「学科・専攻名」と左の番号は対応しており，「８産業別就職者数」の学科又は専攻別回答は，この番号の順序によるものとする。

８　産業別就職者数　「卒業後の状況調査票（２－１）」に回答された「Ｆ自営業主等」「Ｇ無期雇用労働者」と（再掲）「左記Ａ～Ｅのうち就職している者」「左記Ｈ有期雇用労働者のうち，雇用契約期間が一年以上，かつフルタイム勤務相当の者」について，就職先の事業所の産業を分類して回答する。なお，学科又は専攻別の回答順序については，「７職業別就職者数」の「学科・専攻名」欄左の番号１～５に対応して回答すること。

ここに用いた産業分類及び職業分類は，「日本標準産業分類」及び「日本標準職業分類」であるが，その要点は学校基本調査の手引の「産業及び職業分類表」に記載してあるのでこれを参照されたい。

（様式第20号）
統計法に基づく基幹統計調査

㊙

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和7年度　学校基本調査

学校施設調査票

—令和7年5月1日現在—

（大学／短期大学／高等専門学校）

学校コード

1 所在地	（〒　　－　　）	2 学校名	

3 学校土地の用途別面積（職員宿舎を除く。）

校舎・講堂・体育施設敷地	屋外運動場敷地	附属病院敷地	附置研究所敷地	附属研究施設敷地	寄宿舎施設	その他	計
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡

4 学校建物の用途別面積（延面積）（職員宿舎を除く。）

校舎					講堂	体育施設	附属病院	附置研究所	附置研究施設	寄宿舎	その他	計	学校建物の用途別面積のうち厚生補導施設（再掲）
講義室・演習室	実験室・実習室	研究室	図書館	管理関係・その他									
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	(a) ㎡	㎡

5 学校建物の構造別面積（延面積）

設置者所有				借用				計（d＋b－c＝a）
木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	その他	木造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	その他	
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	(a) ㎡

（注）1　面積の単位は「平方メートル」とし，1平方メートル未満は四捨五入する。
2　数字は □□□ の中に一字ずつ右側につめて記入する。
3　該当のない欄は斜線を引く。

6 学校建物の新築等増加の面積（令和6年5月2日～令和7年5月1日）

新改築	購入又は寄付	用途変更等による増	計
㎡	㎡	㎡	(b) ㎡

7 学校建物の被害等減少の面積（令和6年5月2日～令和7年5月1日）

全壊	半壊	改築，用途変更又は用途廃止等による減	計
㎡	㎡	㎡	(c) ㎡

8 前年度の学校建物の面積

(d) ㎡

9 職員宿舎の用途別土地面積（3学校土地の用途別面積以外の土地面積）

職員住宅敷地	看護師宿舎敷地
㎡	㎡

10 職員宿舎の用途別建物面積（4学校建物の用途別面積以外の建物面積）

職員住宅	看護師宿舎
㎡	㎡

設置者・国立大学法人・公立大学法人・国立高等専門学校機構の長氏名		取扱者氏名	課	電話	（　　）　－ （内線　　番）

文部科学省

正本

学 校 施 設 調 査 票

（大学／短期大学／高等専門学校）

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，学校ごとに別票として２部ずつ作成する。そのうち，１部は当該学校の控えとし，他の１部は関係調査票と一緒に事務局でまとめ，**７月31日までに必着**するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

１　国立学校にあっては，「４学校建物の用途別面積」，「５学校建物の構造別面積」，「６学校建物の新築等増加の面積」，「７学校建物の被害等減少の面積」，「８前年度の学校建物の面積」及び「10職員宿舎の用途別建物面積」を回答する必要はない。

２　大学に併設する短期大学，高等専門学校において，専用施設がない場合は「大学と共用」と回答し，短期大学又は高等専門学校分の調査票を提出すること。

回 答 上 の 注 意

学 校 施 設 の 範 囲

当該学校の学校用としての土地及び建物を，設置者の所有・借用のいかんにかかわらずすべて回答する。また，当該学校用の土地及び建物を学校施設以外に使用している場合も含める。土地・建物の用途別の回答は当該学校が使用しなくなった直前の用途により回答する。なお，５月１日現在工事中の建物は除外するが，５月１日までに引渡しを受けた部分は含めて回答する。

共 同 使 用 施 設 の 回 答 方 法

２校以上の学校間で共同使用している土地及び建物の共同使用部分は，施設台帳に使用区分の明確な場合はそれにより回答し，不明確な場合は次の順序により回答する。

１　**「昼間の学校と夜間の学校」**昼間の学校にのみ回答する。

２　**「大学・短期大学・高等専門学校と高等学校等の学校」**大学・短期大学・高等専門学校にのみ回答する。

３　**「大学と短期大学・高等専門学校」**大学にのみ回答する。

４　**「短期大学と高等専門学校」**短期大学にのみ回答する。

面 積 測 定 法

面積は次の方法により測定する。面積の単位は平方メートルとし，１平方メートル未満は四捨五入する。

１　建物面積の測定

各棟について，各階又はその一部（中２階，中３階の類）ごとに，壁その他の区画の中心線で囲まれている部分の水平投影面積を測り，次いで各階又はその一部の面積を合計する。ただし，建物に固着している次のものは面積測定から除外し面積に含めない。

(1)　出窓（出窓の下に物入れ等が床面まであるものは除外する。），ひさし，アーケード，ぬれ縁の類
(2)　壁（腰壁を除外する。）で囲まれていない非常階段
(3)　木造以外の建物で２階以上に設けられたバルコニー
(4)　屋根のみで屋外的用途に供せられる部分
(5)　講堂・屋内運動場の主室内に設けられた幅２メートル未満（壁面から突出し寸法）のギャラリーの類
(6)　天井高又は床下高２メートル未満の中２階の類
(7)　壁（腰壁を除く。）のない吹き抜けの渡り廊下
(8)　建物の外部に固着した内部の高さ２メートル未満の部分
(9)　三方以上が壁（腰壁を除く。）で囲まれていないピロティーの部分

（注）次のものは，建物以外の工作物として扱う。

(1)　自転車置場（建物の内部を利用して設けられた自転車置場は除く。）
(2)　柱と屋根のみで壁（腰壁の類を除く。）のない独立した構造物
(3)　内部の高さが２メートル未満の独立した構造物
(4)　屋外水泳プール
(5)　あみ室

２　土地面積の測定

土地境界線内の水平投影面積を測る。

調査事項

３　学校土地の用途別面積　建物の敷地面積には，周囲の庭園，空地，通路等の附属地を含める。また，敷地面積のそれぞれの欄は，「４学校建物の用途別面積」の各欄にそれぞれ対応する。

「附属病院敷地」　医・歯・薬学部関係の附属病院の敷地を回答する。ただし，家畜・獣医病院は「附属研究施設敷地」に含める。

「附置研究所敷地」　大学に直属する研究所の敷地を回答する。

「附属研究施設敷地」　大学（学部）・短期大学及び高等専門学校（学科）に所属する実験，実習所の敷地を回答する。なお校舎敷地，屋外運動場敷地等が隣接しているときは，その境界を明確にし重複のないように注意する。

４　学校建物の用途別面積

講堂，体育施設，実験・実習室のような特殊な構造を有する建物を改造し，恒久的に使用目的を変更した場合は，現在の使用状態により回答する。ただし，臨時に他の用途に使用している建物は，本来の使用目的により用途別に回答する。

「研究室」　教員研究室を回答する。

「図書館」　校舎の一部を図書室としている場合も学校図書館の扱いをしていればその面積を含めて回答する。また，独立した図書館としての建物のあるときは，附属建物を含めた全部の面積を回答する。

「管理関係・その他」　学長室，応接室，事務室，学生集会所，食堂，倉庫，守衛室，配電室，ボイラー室，車庫，廊下，便所等を回答する。

「体育施設」　屋内体育館，武道場等を回答する。講堂と体育施設を共用している場合は体育施設とする。

「附属病院」　病院としての建物全部の面積を回答する。ただし，１階と２階が病院で，３階は他の用途に充てられているような場合，その３階はそれぞれの用途により回答する。

「寄宿舎」　学生の寄宿舎及びそれに附属する建物も含めて回答する。

「その他」　山の家，合宿所，艇庫，セミナーハウス等いずれの用途区分にも属さないものを回答する。

「学校建物の用途別面積のうち厚生補導施設（再掲）」　学生の厚生補導の効果を発揮させる場となる大学会館・食堂等の福利施設，保健室・医務室・診療室等の保健管理施設，部室等の課外活動団体関係施設，山の家等の合宿研修施設を回答する。ただし，寄宿舎及び正課の体育に使用する体育施設を除く。

５　学校建物の構造別面積　次のように区分して回答する。

「木造」　外壁面又は屋根がモルタル塗でも，その建物の柱及び土台等が木造であれば木造とする。

「鉄筋コンクリート造」　鉄骨・鉄筋コンクリート造りも含める。

「その他」　コンクリートブロック造り，れん瓦造り，石造りのような組積造りなどであって，「木造」・「鉄筋コンクリート造」・「鉄骨造」以外の構造のものを含める。

６　学校建物の新築等増加の面積　学校建物について前年度間（令和６年５月２日から令和７年５月１日まで）の新築，改築，借用により増加した面積を回答する。**令和７年度に設置された学校は，この欄には回答しない。**

「新改築」　全く新しく建築した建物や，従来の建物の全部又は一部を取り壊し，建物として建築した場合及び増築した建物を含める。

ただし，購入又は寄付による建物はこの欄から除外し，「購入又は寄付」に含める。

「購入又は寄付」　「新改築」以外で購入又は寄付による建物面積を回答する。

「用途変更等による増」　所管換，所属替による増の外に借用した建物も含める。

７　学校建物の被害等減少の面積　学校建物について前年度間（令和６年５月２日から令和７年５月１日まで）の被害，売却，譲渡，借用した建物の返還により減少した面積を回答する。**令和７年度に設置された学校は，この欄には回答しない。**

「全　壊」　建物が滅失したものをいう。全焼，流失も含める。

「半　壊」　建物の構造部分が被害を受け，その部分を取り壊して改築しなければ使用できないものをいう。半焼も含める。

「改築，用途変更又は用途廃止等による減」　建物をその学校以外の用途に恒久的に使用目的を変更したもの，改築のため取り壊したもの，売却，譲渡したものをいう。借用した建物を返還した場合も含める。ただし，災害によって，全壊，半壊したものは除外する。

８　前年度の学校建物の面積　令和６年度に報告した，学校建物の面積を回答する。**令和７年度に設置された学校は，この欄には回答しない。**

回 答 後 の 確 認

１　**「３学校土地の用途別面積」，「４学校建物の用途別面積」，「５学校建物の構造別面積」，「６学校建物の新築等増加の面積」**及び**「７学校建物の被害等減少の面積」**の内訳合計と計はそれぞれ一致する。

２　**「５学校建物の構造別面積」**の**「計（ａ）」**の数値と**「４学校建物の用途別面積」**の**「計（ａ）」**の数値は一致する。また，**「計（ａ）」**の数値は**「８前年度の学校建物の面積」**に**「６学校建物の新築等増加の面積」**を加え，更に**「７学校建物の被害等減少の面積」**を差し引いた面積数と一致するか。（ｄ＋ｂ－ｃ＝ａ）

※四捨五入により計が一致しない場合は，適宜切り上げ又は切り捨てをしても差し支えない。

３　**令和７年度に設置された学校は，「６学校建物の新築等増加の面積」，「７学校建物の被害等減少の面積」及び「８前年度の学校建物の面積」**は回答しない。

（様式第２２号）

統計法に基づく基幹統計調査

秘

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和７年度　学校基本調査

学校経費調査票Ａ

〔国・公立大学 / 国・公立短期大学 / 国・公立大学法人立高等専門学校〕

令和６会計年度決算額

学校コード

１ 設置者別	□国立・公立〔□都・□道・□府・□県・□市町村・□公立大学法人〕	２ 所在地	（〒　　－　　）	３ 学校名	

学校等の区分	大学(a)	短期大学	高等専門学校	中等教育学校	高等学校	義務教育学校	中学校	小学校	幼保連携型認定こども園	幼稚園	特別支援学校	専修学校	各種学校	附属病院	附置研究所	合計
※符号	11	12	21	29	24	31	23	22	30	26	25	27	28	13	14	99
4 学校経費 A 消費的支出 a 人件費 1 教員給与 (1) 本務教員の給与	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(2) 兼務教員の給与																
(3) 外国人教員の給与																
2 職員給与 (1) 事務系職員の給与																
(2) 技術技能系職員の給与																
(3) 医療系職員の給与																
(4) 教務系職員の給与																
(5) その他の職員の給与																
b 教育研究費 1 消耗品費																
2 光熱水費																
3 旅費																
4 その他の教育研究費																
c 管理費 1 消耗品費																
2 光熱水費																
3 旅費																
4 修繕費																
5 その他の管理費																
d 補助活動事業費 1 学生寄宿舎費																
2 課外活動費																
3 保健管理費																
4 その他の補助活動事業費																
e 所定支払金 1 共済組合負担金																
2 7																
3 その他の所定支払金																
f その他の消費的支出																
B 資本的支出 a 土地費																
b 建築費																
c 設備・備品費 1 教育・研究用設備・備品費																
2 その他の設備・備品費																
d 図書購入費																
C 積立金への支出																
計																
5 学校独自の収入 1 授業料																
2 入学金・検定料（入学試験料）																
3 附属病院収入																
4 農場，演習林収入																
5 寄付金収入・産学連携等研究収入																
5のうち，地方公共団体からの寄付収入（国立大学法人のみ）																
6 その他の収入																
計																

★ 公立学校の６ 補助金		
	国	千円
	都道府県	千円
	市町村	千円

※印欄は文部科学省で記入する。

※

都道府県知事・市町村長・国立大学法人・公立大学法人・国立高等専門学校機構の長氏名		取扱者氏名	課	電話	（　　）　－　（内線　　番）

（注）１　「大学(a)」は「学校経費調査票Ｂ」の「合計(a)」と一致する。
　　２　★印欄は該当のないときは必ず斜線を引く。

文部科学省

見本

学校経費調査票Ａ

（国・公立大学
国・公立短期大学
国・公立大学法人立高等専門学校）

調査票の取扱い

この調査票は，国立大学（併設の短期大学，附属学校，附属病院，附置研究所も含める。），国立高等専門学校，公立大学（附属病院，附置研究所も含める。），公立短期大学及び公立大学法人立高等専門学校は，学校ごとに２部ずつ作成する。そのうち１部は控えとし，他の１部は**７月31日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。なお，国立大学・公立大学のうち「二つ以上の学部からなる大学」は学校経費調査票Ｂ（国・公立大学）と一緒に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回答上の注意

１　**学校経費の範囲**　令和６会計年度に当該学校の経費として支出された総額（決算額等）を回答する。したがって，当該学校で決算されなくても，当該学校の経費として支出された金額も含める。

２　**共通経費の取扱い**　支出された経費を，それぞれの学校別及び施設別に分離していないときは，決算報告書を参照してその支出された経費の実態により割り振る。それができないときには，次の方法により割り振る。

(1)　支出使途の主たる学校に回答する。

(2)　主たる学校が判然としないときは，原則として各学校の決算額によりあん分する。

(3)　各学校の決算額であん分することが不適当と思われるときには，在籍する学生生徒・児童数等の他の方法で比例配分しても差し支えない。

３　**金額の単位**　金額の単位は千円とし，千円未満は四捨五入する。

調査事項

１　**設置者別**　該当の□に✓点を入れる。

４　**学校経費**

Ａ　**消費的支出**　原則として年々経常的に支出する経費をいう。

ａ　**人件費**　当該学校の教員及び職員に支給している給与（俸給（基本給）及び諸手当等）をいい，下記１及び２に含まれない人件費（受託研究・受託事業等に属するもの，パート，アルバイト等に対する賃金），及び退職給付又はこれに類する経費はここに含まず，適宜他の適切な項目に計上する。

なお，「学生教職員等状況票」等の「４教員数（本務者）」，「５教員数（兼務者）」及び「６職員数」に相当する教職員の給与を回答する。

１　**教員給与**

(1)　**本務教員の給与**　本務とは，当該学校に常勤として勤務する教員をいい，原則として辞令面によるが，これにより難い場合は俸給（基本給）を支給している方を本務とする。２か所以上から俸給（基本給）を支給されている場合は，支給額の多い方を本務とする。また，俸給（基本給）が同額又は一括支給されている場合は，勤務時間数の多い方を本務とする。

教員とは，学長，副学長，校長，園長，教授，准教授，助教，講師（専任），教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，助手，実習助手及び専修学校，各種学校の専任教員である。ただし教務職員及び補助教員は除外する。

(2)　**兼務教員の給与**　兼務とは本務でない教員で原則として辞令面による。

(3)　**外国人教員の給与（公立学校（公立大学法人の設置する大学を除く）のみ）**　外国人講師等私的契約に基づく外国人教員の給与を回答する。ただし，地方公務員法第24条第５項に基づき定められた条例の適用を受けている外国人教員は，本務者なら「１本務教員の給与」に，兼務者なら「２兼務教員の給与」に含めて回答する。

２　**職員給与**

(1)　**事務系職員の給与**　庶務，会計，人事等の事務に従事している者の給与を回答する。例えば，学部，研究科，研究室，教室に勤務していても事務に従事している者の給与はこの欄に回答する。

(2)　**技術技能系職員の給与**　技術・技能系職員とは，技術，技能に関する職務に従事している者（機器の運転・操作及びこれらに準ずる業務に従事している者で，建築技術者，電気技術者，自動車運転手，工員，電話交換手等）の給与を回答する。

(3)　**医療系職員の給与**　学生の健康管理の業務に従事している看護師，准看護師，薬剤師，栄養士並びに附属病院等に勤務する前記の職務に従事する者及び診療放射線技師，歯科衛生士，歯科技工士等の給与を回答する。ただし，学生，教職員の衛生活動に従事する職員（医師，看護師等）の給与は，「ｄ補助活動事業費」「４その他の補助活動事業費」に含める。

(4)　**教務系職員の給与**　学生の実験，実習，実技若しくは演習を指導している者で，教員でない者の給与を回答する。したがって，実際の職務内容は，助手又はこれに準ずる者で助手として発令されていない者の給与はこの欄に回答する。なお，教務課などで事務に従事している者の給与は，この欄から除外し「事務系」に含める。

(5)　**その他の職員の給与**　前記以外の者で，例えば，守衛，巡視，用務員，調理師の業務に従事している者等の給与を回答する。

ｂ　**教育研究費**　教育及び研究のために支出した経費をいう。

１　**消耗品費**　教育研究のために支出した消耗品費（学部，研究科，研究室，教室使用分）を回答する。

２　**光熱水費**　教育研究のために支出した光熱水費（学部，研究科，研究室，教室使用分）を回答する。

３　**旅費**　教育研究旅費，外国旅費，受託研究旅費等の教育研究のため支出した旅費を回答する。

４　**その他の教育研究費**　上記以外で直接，教育研究のために支出した経費（印刷製本費，通信費，テレビ聴取料，諸謝金，賃金，学生用の医療費・給食費・寝具経費等下記の「ｃ管理費」に該当しないもの。）を回答する。（主に学部，研究科，研究室，教室使用分）

ｃ　**管理費**　上記の「ａ人件費」及び「ｂ教育研究費」以外の経費で当該学校の管理運営のために支出した経費をいう。

１　**消耗品費**　学校設備の維持及び事務用に支出した消耗品費を回答する。（主に本部事務局，学部，研究科，研究室の事務室使用分）

２　**光熱水費**　維持・管理のため支出した光熱水費を回答する。（主に本部使用分）

３　**旅費**　教育研究旅費を除いた職員旅費，赴任旅費等を回答する。

４　**修繕費**　土地の整備，建物・設備・備品の補修・修繕のために支出した経費を回答する。

５　**その他の管理費**　上記以外で当該学校の管理運営のために支出した経費を回答する。（例えば，通信費・運搬費，清掃費，賃金等「ｂ教育研究費」に該当しないもの。）

ｄ　**補助活動事業費**　補助活動事業とは，正規の学校教育活動には含まれないが，それと密接な関係のある学校の事業であり，学生，教職員の福利や厚生補導を目的とする活動をいう。

１　**学生寄宿舎費**　学生の寄宿舎のために当該学校が支出した経費を回答する。寄宿舎指導員の給与も含める。ただし，寄宿舎の建築費，設備・備品費は，「Ｂ資本的支出」の該当する項目に含める。

２　**課外活動費**　スポーツ，音楽等の学生の課外活動に当該学校が支出した経費を回答する。

３　**保健管理費**　定期健康診断，健康相談，感染症予防等の学生の保健管理に支出した経費を回答する。ただし，治療に要した経費は除く。

４　**その他の補助活動事業費**　学生，教職員の福利や厚生補導を目的として支出した経費のうちで，上のいずれの項目にも属さない経費をいう。例えば，職員の保健管理費，職員厚生経費，諸謝金，大学会館運営費を回答する。

ｅ　**所定支払金**　上記「ａ人件費」から「ｄ補助活動事業費」までの項目に含められない定期的に定額を支払う経費をいう。

１　**共済組合負担金**　教職員の共済組合負担金（長期・短期）を回答する。

２　**退職，死傷手当**　退職手当，公務災害補償費を回答する。

３　**その他の所定支払金**　上の項目に属さない所定支払金をいう。

例えば，土地建物借料，保険料，保管料，労災掛金，公租・公課費，長期借入金償還金を回答する。ただし，借料等でそのものの使用目的が明確なものは，「ｂ教育研究費」，「ｃ管理費」など該当する項目に含める。

ｆ　**その他の消費的支出**　消費的支出のうちで上記「ａ人件費」から「ｅ所定支払金」までの項目に含められない経費をいう。

例えば，学生募集費，財産処分事務費，移転費，一般の医療費・給食費・寝具経費を回答する。

Ｂ　**資本的支出**　資本的支出とは，土地，建造物，設備・備品を取得するため並びに設備・備品の取替え，補充のために支出した経費をいう。

ａ　**土地費**　当該学校の敷地，実習地等の新規購入費，拡張のための土地購入費，整地のために支出した経費をいう。

ｂ　**建築費**　建造物（温室，プールも含める。）の新築，改築，模様替えのために支出した経費をいう。また，既存の建造物を購入した経費も含める。例えば，学校施設費，病院施設費，各所新営経費，実習船建造費を回答する。なお，設計謝金も便宜含める。

ｃ　**設備・備品費**

１　**教育・研究用設備・備品費**　教育・研究用の実験・実習器具，楽器，体育用具，機械器具，標本等の設備・備品の購入，取付け，運搬に支出した一切の経費を回答する。

２　**その他の設備・備品費**　上の項目以外の机，腰掛け，ストーブ，電話・消火器等の購入，取付け，運搬に支出した一切の経費を回答する。

ｄ　**図書購入費**　図書館，図書室，研究室又は教員室に備付けの図書のうち単行本，辞書等の備品的性格を持つものの購入費を回答する。ただし，消耗品的性格を有する図書，新聞，雑誌等の購入費は除外する。

Ｃ　**積立金への支出**　契約保証金，入札保証金，その他の基金に充てるために積み立てた金額を回答する。ただし，退職給付引当金，貸倒引当金等は除外する。

５　**学校独自の収入**　令和６会計年度に納入された，当該学校独自の収入をいう。

１　**授業料**　授業料を回答する。

２　**入学金・検定料（入学試験料）**　入学金，検定料（入学試験料）を回答する。

３　**附属病院収入**　附属病院の収入を回答する。

４　**農場，演習林収入**　農場及び演習林の収入を回答する。

５　**寄付金収入・産学連携等研究収入**　寄付金，受託研究経費，受託研究員経費，受託事業経費による収入を回答する。

５のうち，地方公共団体からの寄付収入（国立大学法人のみ）　５に回答した収入のうち，地方公共団体からの寄付金を回答する。

６　**その他の収入**　１から５の項目に含められない学内試験又は証明書発行，学位論文審査による手数料，家畜病院収入，宿舎貸付料，寄宿料，文献複写料，固定資産売却収入，固定資産貸付け収入，長期借入金・国立学校法人等債収入等の学校独自の収入を回答する。ただし，補助金（運営費交付金，施設整備費補助金，科学研究費補助金（うち直接経費相当額）等）は除外する。

６　**公立学校の補助金**　都道府県立の大学及び短期大学では国又は市町村からの補助金を，市町村立の大学，短期大学では国又は都道府県からの補助金を回答する。なお，公立大学法人の設置する大学，短期大学及び高等専門学校では，国，都道府県，市町村からの補助金（運営費交付金を含める。）を回答する。

令和７年度　学校基本調査

学校経費調査票Ｂ〔国・公立大学〕

令和６会計年度決算額

秘

統計法に基づく基幹統計調査

学校コード

1 設置者別	□国立・公立〈□都・□道・□府・□県・□市町村・□公立大学法人	2 所在地	（〒　　－　　）	3 学校名	

項目名 ＼ 学部等の区分														本部・図書館その他	合計（a）
符号														777	888
4 学校経費 A 消費的支出 a 人件費 1 教員給与 (1) 本務教員の給与	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
(2) 兼務教員の給与															
(3) 外国人教員の給与															
2 職員給与 (1) 事務系職員の給与															
(2) 技術技能系職員の給与															
(3) 医療系職員の給与															
(4) 教務系職員の給与															
(5) その他の職員の給与															
b 教育研究費 1 消耗品費															
2 光熱水費															
3 旅費															
4 その他の教育研究費															
c 管理費 1 消耗品費															
2 光熱水費															
3 旅費															
4 修繕費															
5 その他の管理費															
d 補助活動事業費 1 学生寄宿舎費															
2 課外活動費															
3 保健管理費															
4 その他の補助活動事業費															
e 所定支払金 1 共済組合負担金															
2 7															
3 その他の所定支払金															
f その他の消費的支出															
B 資本的支出 a 土地費															
b 建築費															
c 設備・備品費 1 教育・研究用設備・備品費															
2 その他の設備・備品費															
d 図書購入費															
C 積立金への支出															
合計															

見本

※印欄は文部科学省で記入する。 ※

（注）「合計(a)」は「学校経費調査票A」の「大学(a)」と一致する。

文部科学省

学校経費調査票Ｂ〔国・公立大学〕

調 査 票 の 取 扱 い

この調査票は，国立大学・公立大学のうち「二つ以上の学部からなる大学」が作成する。該当する大学はこの調査票を２部作成する。そのうち，１部を控えとし，他の１部を「学校経費調査票Ａ」と一緒に，**７月31日**までに必着するよう文部科学大臣に提出する。（所管課は総合教育政策局参事官（調査企画担当）付）

回 答 上 の 注 意

１　学校経費の範囲

「学校経費調査票Ａ」に回答された経費のうち，「大学」の欄の経費を，「学部」別及び「本部・図書館・その他」の別に区分して回答する。

２　共通経費の取扱い

(1)　「教養部」として支出している経費がある場合には，入学定員により各学部にあん分する。

(2)　各学部に予算を配分せず，本部で支出している経費であっても，本部固有の経費以外のもので学部に属する経費は，支出対象となった学部の経費として回答する。

(3)　学長及び副学長の給与は「本部・図書館・その他」の欄に回答する。

(4)　２学部以上で，一括して使用した経費については，経費支出の実態により割り振る。あん分には次のような方法がある。

イ　各学部で既に判明している経費の比によりあん分する。

例　「ｂ－２教育研究費のうち光熱水費」について２学部（文学部・工学部）分として1,000千円支出している場合。

既に判明している「Ａ消費的支出額」が，文学部34,500千円，工学部65,500千円であれば２学部の比は文学部34.5%，工学部65.5%となるので，この比で1,000千円をあん分して，文学部345千円，工学部655千円として取り扱う。

ロ　各学部の「Ａ消費的支出額」であん分することが不適当と思われるときには，在籍する学生数によりあん分する。

例　「ｆその他の消費的支出」（学部使用分）について，２学部（経済学部・法学部）分として1,500千円支出している場合。

学生数が，経済学部900人，法学部600人であれば，２学部の比は，経済学部60%，法学部40%となるので，この比で1,500千円をあん分して，経済学部900千円，法学部600千円として取り扱う。

ハ　本部・図書館等学部以外で維持管理し，本部で支出している経費については，一括して「本部・図書館・その他」の欄に回答する。

回 答 後 の 確 認

合計（ａ）は，「学校経費調査票Ａ」の「大学（ａ）」と一致する。